

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 二ノ宮 健治

1 日 時

令和5年3月14日（火） 午前11時00分から
午後 4時35分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

二ノ宮健治、後藤慎太郎、三浦正臣、元吉俊博、御手洗吉生、羽野武男、玉田輝義、
荒金信生

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

猿渡久子

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 山田雅文、生活環境部長 高橋強、病院局長 井上敏郎 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第3号議案、第4号議案、第13号議案、第21号議案、第22号議案、第23号議案、第24号議案、第25号議案及び第26号議案については可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
請願22、請願23、継続請願16及び継続請願20については、結論を得るに至らなかった。
- (2) 第20号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、第36号議案については、可決すべきものと文教警察委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情52、53及び56について質疑を行った。
- (4) 大分県病院事業中期事業計画（第五期）について、第6次大分県食品安全行動計画の策定について、大分県水道広域化推進プランの策定について及び新型コロナウイルス感染症についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主査 飛鷹真典

政策調査課調査広報班 主査 吉野美穂

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和5年3月14日（火） 11：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 病院局関係

11：00～11：40

(1) 付託案件の審査

第 13号議案 令和5年度大分県病院事業会計予算

第 25号議案 大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について

第 26号議案 権利の放棄について

(2) 諸般の報告

①大分県病院事業中期事業計画（第五期）について

(3) その他

3 生活環境部関係

13：00～14：45

(1) 合議案件の審査（付託委員会：文教警察委員会）

第 36号議案 大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について（本委員会関係部分）

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 令和5年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 23号議案 大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部改正について

第 24号議案 大分県立自然公園条例の一部改正について

請 願 23 陸上自衛隊大分分屯地への大型弾薬庫新設に反対する意見書の提出等について

継続請願 16 犬猫の殺処分における安楽死を求めることについて

(3) 付託外案件の審査

陳 情 52 日本全体で解決すべき問題として普天間基地周辺の子どもたちの安全保障を求める意見書の提出について

陳 情 56 子どもたちの生活がより文化的なものとなるよう感染対策の緩和にむけて大分県としてのメッセージ発出を求める陳情

(4) 諸般の報告

①第6次大分県食品安全行動計画の策定について

②大分県水道広域化推進プランの策定について

③性的少数者への理解促進に関する調査研究会の結果報告について

(5) その他

4 福祉保健部関係

14 : 45 ~ 16 : 35

(1) 合い議案件の審査（付託委員会：総務企画委員会）

第 20号議案 大分県使用料及び手数料条例等の一部改正について

（本委員会関係部分）

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 令和5年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 3号議案 令和5年度大分県国民健康保険事業特別会計予算

第 4号議案 令和5年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

第 21号議案 おおいた子ども・子育て応援県民会議条例の一部改正について

第 22号議案 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

請 願 22 第9期介護保険制度改正に向け被保険者の負担増につながる見直しを行わないことを求める意見書の提出について

継続請願 20 物価高騰に見合う年金額引上げを求める意見書の提出について

(3) 付託外案件の審査

陳 情 53 児童相談所及び相談員制度の改善と里親委託解除の撤回を求める陳情

(4) 諸般の報告

①指定障害児通所支援事業所の指定取消について

②新型コロナウイルス感染症について

(5) その他

5 協議事項

16 : 35 ~ 16 : 40

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

二ノ宮委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日はオンライン委員会の試行として執行部の皆さんにオンラインで委員会を傍聴いただくこととしています。委員会室の2か所にWebカメラやモニターを設置して、Zoom（ズーム）で中継をしていますが御了承いただくようお願いいたします。

また、福祉保健部及び生活環境部においては、今回付託された令和5年度当初予算議案の説明にあたり、SideBooks（サイドブックス）の通知機能を使用して説明します。SideBooksを御覧の委員は、タブレット右下に青い通知が出るのでそちらをクリックしてください。また、紙資料を御覧の委員は執行部が資料の説明ページを案内するので、そのページをお開きください。

SideBooksの通知機能を常任委員会で利用するのは、今回が初めてです。来年度から、デジタル化を本格的に進めていくこととしており、改善点を見つけていくための試みとなるので、うまくいかない場合もあるかもしれませんが、御容赦ください。

それでは、本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案10件、総務企画委員会及び文教警察委員会から合い議があった議案2件、請願2件、継続請願2件及び陳情3件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより病院局関係の審査に入ります。

それでは、付託案件の審査を行います。第13号議案令和5年度大分県病院事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

井上病院局長 二ノ宮委員長をはじめ委員の皆様には、病院局の事業について日頃より御指導、御支援を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、御案内のとおり減少傾向であり、県内の感染状況は好転していますが、なお安心はできない状況です。当院においては、今後も感染状況に注視し

ながら、引き続き対応します。

本日は、付託案件の審査として、令和5年度大分県病院事業会計予算と大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について及び権利の放棄について、それぞれ御説明します。あわせて、大分県病院事業中期事業計画（第五期）について御報告します。

それでは引き続き、第13号議案令和5年度大分県病院事業会計予算について御説明します。

議案書は72ページからになりますが、本日は、お手元の福祉保健生活環境委員会資料で御説明します。

タブレット資料の2ページから令和5年度病院局予算概要を添付していますが、4ページをお開きください。

福祉保健部が所管している、県立病院対策事業費の概要です。一般会計から病院事業会計への負担金は、表の事業概要欄の二重マル、病院事業会計負担金にあるように11億1,048万4千円で、前年度と比べ増額となっています。増額の要因としては、現在進めている自家発電設備等浸水対策工事に係る企業債の償還が開始することなどです。また、その下の二重マル、県立医療施設整備基金積立金63万1千円については、福祉保健部が所管している県立医療施設整備基金の運用利息を積み立てるものです。

以上で、一般会計予算のうち県立病院対策事業費の概要の説明を終わります。

それでは、5ページをお開きください。

次に、病院事業における令和4年度当初予算との比較の概略を御説明します。令和5年度は、コロナ禍による受診控えにより減少した患者数が緩やかに回復すると見込んで予算編成しています。それでは上段、収益的収支予算の表を御覧ください。令和5年度の単年度損益は1億4,400万円の黒字予定で、令和4年度と比較すると減益となる見込みです。これは入院、外来収益共に増収するものの、物価高等の影響により経費等がさらに増額することを見込んだもの

です。下段の資本的収支予算については、手術支援ロボットシステムの導入等を行います。総合情報システムの更新と自家発電設備等浸水対策工事の完了などに伴い、収入、支出共に令和4年度と比較すると減額となります。

6ページをお開きください。

令和5年度予算の概要を千円単位で記載しています。まず、収益的収入及び支出のうち、

(1) 病院事業収益について御説明します。

左側の表ですが、医業収益は入院収益、外来収益などの合計です。入院、外来患者数や単価については、令和4年度決算見込みを基に算定しています。これに医業外収益、特別利益を加えて、病院事業収益は右の表の一番下、合計欄にあるように207億3,140万2千円です。

次のページをお開きください。

(2) 病院事業費用についてですが、職員の給与費、薬品費等の材料費、減価償却費などで構成される医業費用に、医業外費用、特別損失を加えて、右の表の一番下、合計の欄にあるように205億8,713万2千円です。

次に、8ページをお開きください。

資本的収入及び支出についてです。(1)の資本的収入は、左の表に掲載している企業債、負担金で構成され、合計9億1,469万3千円です。また、右の表(2)資本的支出は、建設改良費と企業債償還金、他会計からの借入金償還金及び投資その他の資産で構成され、合計26億8,243万6千円です。

なお、投資その他の資産について、公営企業は投資有価証券を保有することが認められていることから、運営に支障のない範囲内で資金運用を行うものです。投資先としては、国債や公債など元本保証があるものとし、投資時期に有用な商品がない場合は投資を行わず、これまでどおり定期預金等で運用を行う予定です。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第25号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

於久医事・相談課長 第25号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について御説明します。

議案書は226ページからになりますが、引き続き福祉保健生活環境委員会資料で御説明します。タブレット資料の9ページをお開きください。

1の改正概要ですが、自動車損害賠償保障法の一部改正に伴い、大分県病院事業に係る料金条例の規定を整備するものです。

次に、2の改正内容ですが、料金条例の別表に、交通事故被害者の医療費を加害者の自賠責保険で支払う場合の料金を規定しています。その根拠法令となっている自動車損害賠償保障法第72条第1項を、法改正に伴い第72条第1項第1号及び第2号に改正するものです。これは資料右側の参考に記載のとおり、条文の内容に変更はありませんが、第72条第1項が第1号と第2号に分離、整理されたことによるものです。なお、てん補という言葉のてんの字が平仮名から漢字に法改正されたことから、料金条例も漢字表記に改めます。

最後に、資料左下の3施行期日ですが、自動車損害賠償保障法等の一部を改正する法律の施行日である令和5年4月1日としています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第26号議案権利の放棄について、執行部の説明を求めます。

於久医事・相談課長 第26号議案権利の放棄について御説明します。

議案書は227ページからになりますが、引き続き福祉保健生活環境委員会資料で御説明します。タブレット資料の10ページをお開きください。

この議案は、大分県立病院の医業未収金に係る債権のうち、回収が不能なものについて、権利放棄の議決をお願いするものです。

1の債権放棄の院内基準ですが、(1)5年以上経過した未収金で、住民票調査により債務者が行方不明のとき、(2)患者本人が死亡しており、債務を承継する相続人が不存在であるとき、(3)自己破産により債務免除のあったもののいずれかに該当する場合に、債権放棄の対象者としています。

この基準に基づき、今回は2の表の(1)行方不明者と(3)自己破産者分を合わせて、計14名68万4,819円の権利放棄をお願いするものです。

3の未収金回収の取組ですが、一つ目、二つ目のマルについては平成28年度から未収金担当者の専任化を図るとともに、専用電話を設置し、毎週1回、夜間に電話による督促や文書による催告を行っています。また、平日の訪問徴収に加えて月1回、休日にも訪問徴収を行うなど対策を強化しています。また、三つ目のマルについては、平成25年度から、発生後1年を経過した未収金で徴収が困難なものについては、回収業務を弁護士法人に委託しており、さらなる回収に努めています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

後藤副委員長 ちょっと興味があるから教えてください。この5年間以上経過した未収金については、もともと悪意があって払う気がなかったのでしょうか。

例えば、払いたいけど経済的理由により払えないとか、もし分かれば教えてもらいたいなど。いろんな事情はあるでしょうが、5年間追いかけるわけで、これにかかるお金のことを考えたらどうなのかなど。すごいお金がかかるんじゃないかとちょっと気になったもので。もし分かるなら教えてください。

於久医事・相談課長 確かに、経済的理由の方もいます。その場合でも、医療ソーシャルワーカー(MSW)等が丁寧に説明をしながら、例えば分割払いとか猶予を設けるなどはしています。

今回の権利の放棄についても、当初はそういった形でやっていた患者もいましたが、その後なかなか連絡が取れなくなり、所在調査の中で住所がつかめず行方不明となったので、今回は放棄することになっています。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

それでは、①の報告をお願いします。

塩月病院局長 それでは、大分県病院事業中期事業計画(第五期)の概要について御報告します。

タブレット資料の11ページをお開きください。

まず、資料上段に、平成18年度に策定した第一期計画から今年度が最終年度である第四期計画までの取組についてまとめています。資料左上にあるとおり、県民医療の基幹病院として、高度専門医療と政策医療の充実強化に努めており、平成18年度に地方公営企業法の全部適用になってからは、収益的には黒字基調で推移、

一般会計負担金も逡減しています。

今後の主な課題としては、上段の右側にあるとおり、地域医療構想を踏まえた高度急性期、急性期医療の機能充実強化、新型コロナや新興感染症への対応、2024年度から医師の時間外労働の上限規制が始まるので、その医師の働き方改革への対応、ICT技術の医療分野への活用推進、地域医療機関等との連携の確保、診療報酬改定への適切な対応などがあります。ICT技術の活用の一つとして、右側にある写真が手術支援ロボットダヴィンチです。来年度の導入を予定しています。

資料の中ほどからが、第五期中期事業計画の策定に関する説明です。基本理念を、持続可能な病院を目指してとしており、これまでの取組を継続しながら、さらなる発展を目指したいという思いを込めています。計画期間は令和5年度から令和8年度までの4年間です。

その下に七つの基本方針を定め、実行計画として五つの柱立てで具体的な取組を記載しています。

1 当院の果たすべき役割は、高度急性期、急性期の医療を提供する病院として、断らない受入体制を堅持することとしています。

2 県民医療の求める医療機能の充実では、
(1) 高度専門医療の提供として、①これまでの高度専門医療の提供を行いつつ、②新しい高度専門医療の推進——ゲノム医療の充実やロボット手術の導入などを進めます。その下、(2) 政策医療としては、精神科救急医療や感染症対応、災害医療の充実強化にも努めます。感染症対応は、新型コロナでの経験も踏まえ、福祉保健部とも連携しながら新興感染症への対応を進めることになると認識しています。

3 良質な医療提供体制の確保と患者ニーズへの対応では、これまでも病院として取り組んでいますが、昨今報道でも見られるサイバーテロ攻撃へのセキュリティ対策を強化することとしています。病院が機能不全とならないよう、リスク管理も適切に行います。

4 地域医療機関等との医療連携では、これまでの病診、病病連携も進めますが、新たな取組

としては、(2)の大分市と大分市連合医師会が構築する医療情報ネットワークへの参画があります。中部医療圏の医療機関が医療情報を共有することで、薬剤の重複投与の防止や効率的な診療、検査につながり、医療の質の向上が見込まれます。

5 経営基盤の強化では、診療報酬改定の動きに適切に対応し、収益を確保するとともに、職員一人一人の経営に対する意識の醸成を進めるなど、必要な取組を引き続きコツコツと進めることとしています。

資料右下の稼働目標、収支計画ですが、考え方としては、新型コロナ発生以前、令和元年度の経営に近づけていくことを目標としています。現在の堅調な経営を継続して収益を確保し、必要に応じて新たな投資も可能となるよう、健全な経営を維持したいと考えています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

玉田委員 今の計画の中の、医療情報ネットワークによる連携で、大分市のおおいたネットが現状で稼働しているからそこに入るという理解でいいですか。うすき石仏ねっとはまた別で、そこにはまだ参画しないという整理でいいですか。

塩月病院局次長 おおいたネットは今構築中で、令和5年度の途中から一部実験的に動く予定ですが、大分県立病院が参画するのは令和6年度からです。うすき石仏ねっとなつながらのは、もっと先の話です。

玉田委員 分かりました。さきほど、中部医療圏のくくりで説明されたので、大分県立病院が持つ役割からすると、県下全域でできれば積極的に参加してほしいなと思いつつ説明を聞いたので、これから県全体を網羅するように、いろいろ検討を進めてほしいと思います。よろしくお願いします。

塩月病院局次長 そういった意見も出ており、現在検討中ですが、課題がいっぱいあって、なかなか進んでいないのが正直なところです。ただ、おっしゃるとおり目指すところは同じです。

三浦委員 2点お願いします。1点目が医師の働き方改革についてですが、これはちょっと難しく、全国的に大きな問題の一つになっていると思います。大分県立病院として、医師の働き方改革にどう取り組もうとしているのか、具体的に教えてください。

もう1点が、特定行為研修終了看護師の確保について、大分県立病院における現在の看護師の数と、どれくらいの看護師を確保する必要があるのか具体的に教えてください。

井上病院局長 医師の働き方改革は令和6年から始まり、10年間の猶予があります。

医師には応召義務があって、求められたら際限なく頑張れるだけやると。それがこれまでのやり方でした。そうすると、労働時間は正直本当にむちゃくちゃになるわけです。それを改善していくので、ある一定水準の申請をしなければいけないわけです。

具体的にはこの後、院長がさらに詳しく説明しますが、人手が足りないとかでなかなか難しい場合に許されるB水準と、通常の一般的な医療の中ではここまでというA水準があります。それを混ぜた形になりますが、月80時間、年960時間のA水準が最終的な目標になります。

佐藤県立病院長 具体的に、大分県立病院としては約2年前、本格的には1年前からタイムスタディーあるいは自己申告で全医師の勤務状態を把握して、数十人の医師がA水準の960時間、数人の医師が1,860時間でB水準と、推奨を超えている実態を把握しました。それと同時に、実態を把握する中でそれを削り、時間内に収める勤務シフトを組めないかと検討しており、もう実用化と言うか、試行を始めています。2024年4月にはどの医師がAなのかBなのかを決定し、労働基準監督署に届出をして許可を得る必要があるのですが、令和5年度の秋ぐらいにはそこを整えて認可を得るところまで到達できるように今、努力している途中です。

おおむね順調に進んでいると考えていますが、一部の診療科、特に救急絡みの診療科は当初予想していた時間をオーバーする医師が出るだろうと。ここをどう分散していくかですが、これ

はタスクシェア、他職種への移譲が絡んできますが、今は3月なので、ここ半年の課題として労働基準監督署などと相談しながらやっています。基本的には2035年までに全てAというのが義務付けられているので3、4年後にはこのあたりまでという年単位の改善計画も同時に立てながら進めていこうと考えています。

小畑県立病院副院長兼看護部長 特定行為研修が終了した実習生は、現在8人います。毎年3人を輩出しており、来年度9月からは5人を育成します。最低でも年間5人は育成できるかと考えています。

将来的な目標は、各部署で常に特定行為ができる看護師が常駐することです。各部署で大体5人前後がベストではないかと思っており、そうすると、必要なところが10部署あるので、50人前後は育成したいと考えていますが、現状では来年度5人が精一杯かと。全国でもそういった研修が行われているので、そこへ研修に行かせたいと思います。

まだ、50人の達成はなかなか難しいですが、せめて部署に1人ずつは常駐できるようにしていきたいと考えています。

三浦委員 医師の働き方改革の現状がよく分かりました。半年間、しっかり課題に取り組んでいただきたいと思います。

看護師の関係ですが、県内では特定行為研修はどこで行われていますか。

小畑県立病院副院長兼看護部長 私が把握している限りですが、大分大学医学部附属病院と大分岡病院がしていたと思います。

後藤副委員長 施設設備の充実で、前にも聞きましたが、駐車場がいつもいっぱい、遠いところに駐車しなければならないので、立体駐車場をつくってもらえないかと。その際には、例えば車椅子の方が雨の日でも濡れないように、病院と立体駐車場を2階でつないだ方がいいと思います。

また、今は遠方から来る方が多く、朝の時間は渋滞するので早めに来る方もいます。そういう方の話を聞くと、コンビニが病院の中にあるので、外にあるといいなという話もしてしまし

た。こういった施設の充実を求める声もよく聞くし、遠方から来る方のことを考えるとそういった整備も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

井上病院局長 御指摘の点は、利用する側にとって非常に大きな問題と思っています。

医療施設としては県内、市内も含めて他の病院と比べて駐車場所はかなりある方だと思っています。ただ、やはり来院が集中する時間は駐車場所が非常に遠くなり、しかも雨に濡れてしまう構造。実は、これを立体化する話もあがったことがあります。ただ、立体化すると構造上、駐車できる台数がすごく減ってしまうと。雨に濡れない一方で、お金をかける割には駐車台数が減ることになります。車椅子の方の駐車場は、一般の方とは違うところであって、構造上雨に濡れずに院内へ入れるようになっています。ただ、駐車できる台数が少ないと思っているので、拡充できるか少し検討させてください。

それから、コンビニの問題はコンビニ側との交渉もあるので。ただ、これからも利便性に関しては常に耳を傾け、投資できる経営を続けながら、そこを少しでも改善できるよう取り組みたいと思います。

羽野委員 手術支援ロボットダヴィンチについて、どのようなものか説明をお願いします。

井上病院局長 ロボット手術は人間の手が非常に届きにくい場所を手術するために行います。例えば、非常に小さな動きを設定して、お腹の奥、骨盤の奥などで正確に手術をすることができます。カメラを使ってできるだけ傷口を小さくして行う内視鏡手術がありますが、ダヴィンチは、それをロボットに発展させたものです。

今、前立腺の手術などで活躍していますが、ここは非常に奥まっついていて、できるだけ傷を小さくしようとしても非常に手が届きにくい。非常に小さな動きを再現しながら、傷をできるだけ小さくして正確に手術するのが非常に合目的なので、そこで発揮しています。婦人科の骨盤手術、それから直腸の手術への応用が既に始まっています。

そこがロボット手術のメリットですが、やは

り維持管理が非常に大変なのと、医師が誰でもできるわけじゃありません。それから、もちろん機器も非常に高額です。そういったことも含めて、できるだけ早期に大分県立病院で導入したかったのですが、ようやく来年度中に導入することとなります。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 ほかに質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別にないので、これをもって病院局関係の審査を終わりますが、ここで私からお礼を申し上げます。

〔二ノ宮委員長挨拶〕

〔井上病院局長挨拶〕

二ノ宮委員長 ありがとうございます。

せっかくなので、今年度末で御勇退される皆様から一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。

〔首藤総務経営課長挨拶〕

〔石垣会計管理課長挨拶〕

二ノ宮委員長 ありがとうございます。

これでは、これをもって病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

ここで、暫時休憩します。

午前 1 1 時 4 1 分休憩

午後 1 時 2 分再開

二ノ宮委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより生活環境部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として猿渡議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員に申し上げます。

発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後、挙手し、私から指名を受けた後、御発言願います。

進行状況を勘案しながら議事を進めていくの

で、あらかじめ御了承願います。

まずは、合い議案件の審査を行います。

文教警察委員会から合い議のあった、第36号議案大分県歴史博物館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

大海私学振興・青少年課長 資料2ページを御覧ください。

第36号議案大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分である赤字部分、第3条旅館業法施行条例及び第4条青少年の健全な育成に関する条例の一部改正について説明します。

次のページを御覧ください。

1にあるとおり、博物館法は制定されてから約70年が経過し、博物館の設置形態の多様化やまちづくり、国際交流、観光等の関連機関と連携した、文化施設としての役割が求められていることなどから、本年4月に博物館法の一部を改正する法律が施行されます。

2改正の概要は主に、①法律の目的及び博物館事業の見直し、②博物館登録制度の見直し、③その他規定の整備となっており、このうち当部関係部分は③の中で、博物館に相当する施設として指定された施設を規定する条項がずれることに伴うものです。

3にあるように、法改正により条ずれが発生する条例は県全体で五つあり、当部関係では①旅館業法施行条例と、②青少年の健全な育成に関する条例で、それぞれ規定の整備を行うものです。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、文教警察委員会

に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、文教警察委員会に回答することに決定しました。

次に、付託案件の審査を行います。

第1号議案令和5年度大分県一般会計予算のうち、生活環境関係部分について執行部の説明を求めます。

高橋生活環境部長 第1号議案令和5年度大分県一般会計予算のうち、生活環境部関係について御説明します。

お手元の生活環境部予算概要の4ページをお開きください。また、タブレットを御覧の方は、Side Booksの通知機能で該当ページをお知らせするので、そちらをタップしてください。まず初めに、部全体の歳出予算について説明します。

令和5年度生活環境部の予算額は、表の左から2列目の予算額(A)欄の生活環境部①の合計欄127億4,527万5千円となります。これを、表の右から2列目の4年度当初予算額(B)125億7,471万4千円と比較すると、同じ行の右側、前年度対比の欄ですが、額にして1億7,056万1千円の増額、率にして1.4%の増となっています。

今回は統一地方選挙前なので、人件費等の義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算ですが、喫緊の課題である防災減災対策や先端技術を活用した事業など、年度当初から対応が必要な新規事業を当初予算に盛り込んだことから前年度より増額となっています。それでは、主要な事業について説明します。

27ページを御覧ください。

一番上のおおいたうつくし作戦推進事業費3,156万3千円です。

この事業は、美しい自然と快適な地域環境を将来へ継承するため、おおいたうつくし作戦を県民総参加で展開するものです。一つ目のマル新のとおり、環境アプリエコふぁみを活用して、各地域の環境美化の活動状況を見える化し、県

民がより活動に参加しやすくなる仕組みづくりなどを進めます。また、二つ目のマル新では、令和6年度に開催される福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けたおもてなしの一環として、花の植栽や清掃活動に取り組みます。

次に、29ページを御覧ください。

新規事業、プラスチックごみ削減推進事業費2,488万6千円です。

この事業は、プラスチックごみ対策を総合的に推進するため、県民、事業者、行政の3者で取組を展開するものです。海洋プラスチックごみの約8割を占めると言われる陸域由来のごみについて、発生源や河川から海に流出するメカニズムを調査します。また、家庭向けの対策として3R推進キャンペーンやペットボトルキャップ回収運動を展開するほか、事業者向けの対策として、漁網や釣り糸などの適正処分について、県漁協と連携して漁業者等への啓発を行います。

次に、31ページを御覧ください。

2番目の「山の日」レガシー推進事業費2万4千円です。

この事業は、第5回「山の日」記念全国大会のレガシーとして、豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継ぐため、阿蘇くじゅう国立公園のオーバーユース対策を行うとともに、登山等のアウトドア情報を発信するものです。マル新のとおり、周遊バスの運行実証や路上駐車状況調査を行うほか、コロナ禍でのアウトドア志向の高まりを誘客につなげるため、今月11日に開設したWebサイト、オオイタおそと時間を活用し、山や海、川のアクティビティやキャンプ、登山等のアウトドア情報などを発信します。

次に、50ページを御覧ください。

一番下の青少年等自立支援対策推進事業費5,304万9千円です。

この事業は、ニートやひきこもり等の社会的自立に困難を抱える青少年や家族を支援するため、ひきこもり地域支援センター等を運営するものです。ひきこもり防止対策として、中学校卒業後の進路未定者や高校中退者に対して、切

れ目ない支援を行うことが重要であることから、マル新のとおり、市町村が学校との連携を強化できるよう、市町村支援員を1名増員し、市町村の支援体制の充実を図ります。

次に、52ページを御覧ください。

一番上の私学振興費38億3,230万9千円です。

この事業は、私立学校の教育条件の向上と経営の健全性確保等を図るため、学校法人等に対し運営費の助成などを行うものです。少子化の進行に伴い生徒数が減少する中、私立学校においては、特色ある教育活動のさらなる充実が求められています。県内に私立高等学校などを設置する学校法人等に対する経常的経費等の一部助成などを通じて、より一層魅力ある私立学校づくりを支援します。

次に、53ページを御覧ください。

一番下の新規事業、私立高等学校ICT機器導入支援事業費2,012万5千円です。

この事業は、私立高校の特色をいかしたICT教育環境の充実を図るとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、保護者が購入する一人一台端末の費用負担の軽減を図る私立高校に対し助成するものです。私立高校が住民税非課税世帯と生活保護受給世帯を対象として、購入費用の負担軽減を行う場合に、一人当たり最大4万5千円の補助を行うこととしています。

次に、62ページを御覧ください。

一番下のHACCPフォローアップ事業費2,951万9千円です。

この事業は、食の安全安心を確保するため、食品取扱事業者に対しHACCP（ハサップ）の導入と定着を支援するものです。HACCPの運用状況のフォローアップを行うほか、オンライン上で衛生管理計画の作成ができるWebHACCPの改修を行い、対象業種の拡充を図ります。また、マル新のとおり、科学的根拠に基づいた自主管理を促進するため、干物や海藻加工品など基準が策定されていない食品の指導基準を新たに策定します。

次に、75ページを御覧ください。

上から二つ目の新規事業、衛星画像活用水道

管漏水調査支援事業費 9, 900 万円です。

この事業は、市町村が行う上水道の漏水調査を効率化し、漏水率の改善と水道の基盤強化を図るため、衛星画像を用いた水道管の漏水判定を実施するものです。具体的には、衛星から地下2メートルまで届く電波を照射して得た画像から、AIの解析により地中で漏水が疑われるエリアを抽出します。事前に漏水が疑われるエリアの絞り込みが可能となることから、従来の方法より漏水箇所の発見及び補修を効率的に行うことができるようになります。

次に、101ページを御覧ください。

上から三つ目の防災テクノロジー活用推進事業費 1, 568万9千円です。

この事業は、頻発、激甚化する自然災害に対応するため先端技術を活用し、県防災のさらなる高度化に取り組むものです。大分県防災への先端技術の活用に関する検討会の意見や大規模災害の検証等を踏まえ、マル新のとおり災害時に民間企業と連携したドローン情報共有体制の構築や、防災分野における衛星データの利活用に向けた調査研究等に取り組みます。

次に、103ページを御覧ください。

上から二つ目の新規事業、防災ヘリコプター更新事業費 178万1千円です。

この事業は、飛行安定性を確保した二人操縦士体制を確立し、救助活動の効率化や事故の未然防止を図るため、防災ヘリコプターとよかげの機体を更新するものです。令和5年度は、令和7年度の機体更新に向けた準備として、視察や入札、契約等を行います。

最後にその下の新規事業、防災航空隊機能強化事業費 1, 244万7千円です。

この事業は、傷病者の救命率向上のため救急救命処置に必要な資機材を整備するとともに、南海トラフ地震等の大規模災害発生時に備え、受援体制の強化に取り組むものです。航空隊員が行う心肺蘇生に必要な薬剤や、静脈確保や薬剤投与の訓練に使用する資機材を購入するほか、ヘリベース設置機材や非常電源設備等の整備を行います。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

三浦委員 私学振興関係で1点。50ページ、一番下の青少年等自立支援対策推進事業費の関係です。部長から、中学校卒業後の進路未定者や高校中退者に対する切れ目ない支援を行うとの説明をいただきました。今、学校に通えていない子どもが年々増えているのではないかと。それは、私自身も子を持つ親として深刻な問題だと思っています。

市町村支援員の増員ということは、かなりひきこもりが増えているのだと思います。中学生あるいは10代でもいいですが、ひきこもりの子どもがどれぐらいいるのか、もし分かれば具体的に教えていただきたい。

大海私学振興・青少年課長 ひきこもりの関係ですが、具体的に年代別で何人いるのか実態はつかめていません。人数的なものとしては以前、内閣府が東京都のある地域にひきこもりが何人いるのかを調査しており、その地域と大分県の人口を踏まえた場合の推計人数を出したことがあります。それによると9千人となります。

一方でほぼ同時期に、大分県が県内の民生委員へ担当地域にひきこもりが何人いるのか調査を依頼したことがあります。それによると約600人となっています。これも年代別には分かりませんが、そうすると、さきほどの推計9千人に対して、実際に民生委員が把握しているのが600人なので、やっぱり顕在化していない方がかなりいるという認識を持っています。

委員が言われるとおり、不登校が過去最多で、今後、学校に行けずにひきこもりとなる方がいるのではないかと。学校に在籍していれば、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの支援を受けられますが、中学校を卒業して高校に行かずにひきこもったり、高校を退学してひきこもりになってしまうと、学校側の支援もなかなか行き届かないので、今回そういったところをフォローすることとしています。

早期の支援につなげるため、市町村支援員を1人増やして、市町村を後方支援しながらひきこもりへの支援につなげていきます。

三浦委員 具体的な人数が非常に分かりづらいということで、なかなか難しく、非常に厳しい問題だと私は思っています。一度ひきこもってしまうと、なかなか社会復帰は難しく、その期間が長くなればなるほど難しいのではないかなと。ぜひ、一人でも多くの方が社会復帰できるよう、手厚い支援をよろしくお願いします。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

猿渡委員外議員 今のひきこもりの問題ですが、市町村支援員の増員について、今まで二つの市に支援員がいたものを3市にするという意味なのか、中身をもう少し具体的に教えてください。

それ以外にも、市町村から要望がないのか、具体的な仕事内容とかも教えていただけますか。

大海私学振興・青少年課長 まず、ひきこもりの相談体制の全体像を説明すると、子ども・若者総合相談センター、おおいたひきこもり地域支援センターがあり、そこに相談支援チームがあります。

専門相談員が2人、電話相談を受ける方が2人、来所できない方のところに直接訪問する訪問支援員が2人、社会参加を支援する社会参加支援員が1人、それと市町村支援員が3人います。ひきこもりに対しては様々な対応があるので、来所できない方のところへ出向いたりとか電話も受けており、市町村にも出向く形で、きめ細かな相談体制を構築しています。

市町村支援員は特定の仕事が決まっているわけではなく、市町村からいろんな相談や訪問支援などの要請があったときに、今までは支援員が2人で対応していました。市町村の対応が多くなっている実情もあったので、よりきめ細かな対応ができる体制を整えようと今回、支援員を1人増員したということです。

二ノ宮委員長 ほかに質疑もないので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、福祉保健部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第23号議案大分県自転車の安全で適

正な利用の促進に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

首藤生活環境企画課長 資料4ページを御覧ください。

第23号議案大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部改正について説明します。

昨年4月の道路交通法の改正により、全ての自転車運転者のヘルメット着用が努力義務となることから、この法改正との整合を図るため、本県の自転車条例の関係する規定を改正するものです。

資料上段の道路交通法第63条の11にあるとおり、改正前の規定では保護者が児童や幼児を自転車に乗車させるときに、その児童や幼児にヘルメットをかぶらせることだけを努力義務としていましたが、右側の改正後のとおり、全ての自転車運転者のヘルメット着用が新たな努力義務となります。下段を御覧ください。本県の自転車条例第12条では、左側に記載のとおり、現行、ヘルメット着用の努力義務を自転車通学生に限定していましたが、改正後はその対象を全ての自転車利用者としします。このほか、学校の長や保護者、高齢者の家族等に関する規定についても、ヘルメットの使用を指導、助言することを明記した条文に改正します。

施行日については、改正道路交通法の施行にあわせ、本年4月1日としています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第24号議案大分県立自然公園条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。
浜田自然保護推進室長 資料5ページを御覧ください。

第24号議案大分県立自然公園条例の一部改正について説明します。

1 条例の概要ですが、本条例は自然公園法の規定に基づき、優れた自然の風景地の保護、利用の増進による県民の休養の支援及び生物多様性の確保を目的としています。

2 改正の背景は、コロナ禍で自然や健康への関心が高まる中、保護のみならず利用面での施策を強化するため自然公園法が改正され、地域の主体的な取組を促す仕組みが新たに設けられました。

3 改正内容ですが、大きく3点あります。1 点目は、グランピングやキャニオニングなど、自然体験活動を促進する制度の新設です。2 点目は、廃屋の撤去や景観デザインの統一による街並みづくりなど利用拠点の整備、改善を促進する制度の新設です。3 点目は、利用者へ悪影響を与える野生鳥獣の餌付けの規制や違法伐採などの禁止行為に対する罰則の引上げ等、保全管理の充実のための規制の強化です。今回の改正により、保護のみでなく利用面での施策を強化し、保護と利用の好循環を実現したいと考えています。

最後に4 条例の施行日ですが、制度や罰則規定の周知のため、令和5年7月1日としています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願23 陸上自衛隊大分分屯地への大型弾薬庫新設に反対する意見書の提出等について、執行部の説明を求めます。

小野危機管理室長 資料6ページを御覧ください。

請願23 陸上自衛隊大分分屯地への大型弾薬庫新設に反対する意見書の提出等について説明します。

請願の内容ですが、県に対し、項目1 国に対し陸上自衛隊大分分屯地弾薬庫の運営に関する情報の開示を求めるとともに、得た情報を速やかに県民へ周知すること及び項目2 弾薬庫に不測の事態が生じた場合の対策を検討し、県民及び周辺住民の安全安心を図ることを求めています。また、項目3 大分市をはじめ全国でのミサイル弾薬庫の新設をしないこと及び項目4 住民を不安にさせ、平和的生存権を脅かす弾薬庫の運用についての情報を大分県に開示し、住民に伝わるようにすることを求める意見書を、国に対し提出することを求めています。いずれも、赤とんぼの会から提出されたものです。

7ページを御覧ください。

本請願が指摘する弾薬庫新設とは、2月17日に行われた浜田防衛大臣の会見で、国家防衛戦略において、自衛隊の十分な継戦能力の確保、維持を図るため、令和5年度予算で青森県、大分県に火薬庫を整備すると説明されたことを指しています。

そして、次のページからが、昨年12月16日に閣議決定された国家防衛戦略の説明資料を抜粋したもので、9ページに防衛力の抜本的な強化に当たって重視する能力として⑦持続性・強靱性の欄に必要十分な弾薬等の早急な保有がうたわれています。

県としては、引き続き情報収集に努め、国に対しては周辺住民の安全安心の確保のため、丁寧に説明を行っていただきたいと思います。なお、我が国の安全保障や防衛政策に関しては、国の専管事項であるので、国において進められていくものと考えています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

玉田委員 説明の最後に、県として、一つは国に対して丁寧な説明を行ってほしいと、その前段は何て言いましたか、ちょっと聞き落としてしまったので教えてください。

小野危機管理室長 県としては、引き続き情報収集に努めていきたい。そして、国に対しては周辺住民の安全安心確保のため、丁寧に説明を行っていただきたいと考えています。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

猿渡委員外議員 3月10日の質疑でも述べたように、この請願はとても大事で、意見書は必要だと考えています。

敷戸の弾薬庫に長射程ミサイル、攻撃型ミサイルも保管するとも言われており、国会でもそういう答弁があったので、ここに新たな弾薬庫ができれば、住民の安心安全は図れないと考えています。意見です。

二ノ宮委員長 それでは、質疑を終わりたいと思います。

これより、本請願の取扱いについて協議します。いかがいたしますか。

後藤副委員長 大変重要な問題だと思いますが、今期に我々が議論できる時間がないので、審議未了にしていただくのはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

二ノ宮委員長 審議未了扱いという御意見があったので、挙手により採決します。

本請願は、審議未了扱いとすべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

二ノ宮委員長 全会一致であります。

よって、本請願は審議未了扱いとすべきものと決定しました。

次に、継続請願16犬猫の殺処分における安楽死を求めることについて、執行部の説明を求めます。

若松食品・生活衛生課長 資料10ページを御覧ください。

継続請願16犬猫の殺処分における安楽死を求めることについて御説明します。

次のページを御覧ください。

前回の常任委員会で、ボランティア団体への実態調査を実施してはどうかとの御意見をいただいたので、動物愛護ボランティアとして活動する個人又は団体105者を対象に、団体の活動状況等についてアンケートを実施したところ、49者46.7%から回答を得ました。

調査結果を含め御報告します。①主として扱う動物は、ほとんどのボランティアが猫を扱っており、②活動形態では、個人としても団体としても活動している者が17者などとなっています。また、④ボランティアの活動内容ですが、さくら猫プロジェクトへの協力が最も多く、次いで地域猫活動のための捕獲、運搬となっており、⑤2022年の1年間で譲渡を受け飼養した頭数は、5頭以下が12者となっています。最後に、⑥活動する上で今後希望することについては、地域の理解が得られるよう、積極的な広報をしてほしいが回答数22と最も多くなっています。

こうした広報については、県のホームページ等を通じて行っていますが、市町村等と連携し、地域住民が利用する施設等へのポスター掲示など一層の周知に取り組みます。また、物品の支援についても要望をいただいておりますが、これは、現状でも動物愛護センターが所有する猫の捕獲器の貸出し等を行っているので、こうした取組を周知していきたいと思います。

今後も、ボランティアの皆様の協力を得ながら、犬猫の殺処分頭数削減等に取り組みます。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

後藤副委員長 活動する上で今後希望することを、ボランティアの方から回答をいただいておりますが、こういったことを皆さんに理解していただければと思います。この件は、引き続きやっていきたいと思いますが、今回この請願に関

しては審議未了にして、また新しく考えて出し直すようにしたいと思います。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 ほかに御質疑等もないので、これより、本請願の取扱いについて協議します。

審議未了扱いという御意見があるので、挙手により採決します。

本請願は、審議未了扱いとすべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

二ノ宮委員長 全会一致であります。

よって、本請願は審議未了扱いとすべきものと決定しました。

次に、付託外案件の審査に入ります。

今回は、陳情が1件です。

それでは、陳情52日本全体で解決すべき問題として普天間基地周辺の子どもたちの安全保障を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

小野危機管理室長 資料12ページを御覧ください。

陳情52日本全体で解決すべき問題として普天間基地周辺の子どもたちの安全保障を求める意見書の提出について説明します。

この陳情は、沖縄県普天間基地周辺の安全を日本全体で解決すべき問題と捉え、国及び国会に対し、学校上空の飛行禁止や普天間第二小学校内の土壌調査等について、意見書の提出を求めるものとなっています。

なお、我が国の安全保障や防衛政策に関しては国の専管事項なので、国において進められていくものと考えています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、次に、陳情56子どもたちの生活がより文化的なものとなるよう感染対策の緩和にむけて大分県としてのメッセージ発出を求める陳情について、執行部の説明を求めます。

大海私学振興・青少年課長 資料13ページを御覧ください。

陳情56子どもたちの生活がより文化的なものとなるよう感染対策の緩和にむけて大分県としてのメッセージ発出を求める陳情を説明します。本陳情は、コロナ禍の中、感染対策を緩和して、子どもたちが従来どおりの生活に戻って行けるよう、次の2点について県に対応を求めるものです。

1点目は、換気の重要性や効果を学ぶとともに、対策に有用な設備、機器の活用や導入により安心材料の可視化を行うこと。2点目は、今後の感染対策の在り方について、県としての前向きかつ具体的に取り組むというメッセージを発出することです。私立学校法第1条では、私立学校の自主性を重んじるとされていることから、県では、私立学校の自主性を尊重しながら感染症対策を含む様々な支援を行ってきました。

1点目については、これまでも文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルや国からの事務連絡、県教育庁の通知等を速やかに私立学校へ周知し、換気の重要性や効果などを含む情報提供を行ってきました。また、全ての小中学校、高等学校に二酸化炭素濃度計を配付したほか、国とともに空気清浄機やサーキュレーター等の換気対策機器の導入を支援するなど、換気対策の視覚化にも取り組んでいます。2点目については、大分県新型コロナウイルス感染症対策本部の県民向けメッセージや文部科学省からの通知等を速やかに私立学校に伝達しています。私立学校では、こうしたメッセージ等を踏まえ、今後の感染症対策を自主的に判断していくこととなるので、今後とも県民向けメッセージ等を丁寧に周知し、子どもたちが安心して学び、充実した学校生活を送ることができる環境の構築を支援し

ていきます。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これをもって意見聴取を終了します。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

①から③の報告をお願いします。

若松食品・生活衛生課長 資料14ページを御覧ください。

第6次大分県食品安全行動計画の策定について御説明します。

まず、1計画の目的及び位置付けについてですが、現行の第5次大分県食品安全行動計画の計画期間が令和4年度で終了することに伴い、これまでの成果や社会情勢の変化を踏まえ、新たな計画を策定するものです。計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間としています。

次に、2計画の概要ですが、食品の安全性の確保を図り、県民の食に対する信頼性の向上と県民が食の安全安心を実感できる暮らしの実現を基本目標とし、次の三つの柱に沿って各種施策に取り組みます。

食の安全安心確保のための体制の整備では、食の安全確保体制の整備として、危機管理体制の強化や県民参画の促進に取り組みます。生産から消費までの一貫した食品の安全性の確保では、フードチェーンのステージごとに取組を進めます。従来取組に加え、新たに国際水準GAPの取組普及、HACCPに沿った衛生管理の定着支援に取り組みます。関係者の相互理解による信頼関係の確立と県民の協働活動では、消費者と食品関連事業者との相互理解の促進に向け、リスクコミュニケーションなどの情報提供の推進と食育を推進します。

なお、昨年12月26日から1月31日にか

けてパブリックコメントを実施した結果、計画の内容に係る意見はなかったため、本年4月から計画に基づく取組を進めます。

北村環境保全課長 資料15ページを御覧ください。大分県水道広域化推進プランの策定について御説明します。

前回の常任委員会で、プランの素案について説明しましたが、その後、修正点等があるので、今回改めて説明するものです。

1プランの概要を御覧ください。本プランは平成30年度の水道法改正や総務省、厚労省の通知を受け、水道事業者の持続的な経営確保のため、県が水道事業広域化の推進方針を定めるもので、市町村振興課が主体となり、プランの策定を進めてきました。(1)(2)(3)の①から③までは、前回の説明から修正はありませんが、④が今回、新たに追加した内容になります。各種先端技術で広域連携や基盤強化につながる取組があれば積極的に検討、活用していくものです。さきほどの令和5年度当初予算案でも説明しましたが、市町村が行う上水道の漏水調査に衛星画像を活用する事業など、広域化の推進にあたり、最新の技術も積極的に取り入れようと考えています。

次に、2パブリックコメントについては昨年12月から1月にかけて実施しましたが、意見等は寄せられませんでした。

最後に、3今後のスケジュールは、議案の議決後3月中にプランを策定、公表し、来年度以降、順次、広域連携を実施するとともに、各ブロック等で新たな連携手法の研究等を進めていきます。今後とも、市町村と連携して水道事業の経営基盤の強化に努めます。

御手洗審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長 資料16ページを御覧ください。

性的少数者への理解促進に関する調査研究会の報告書が1月にまとまったので、概要を説明します。

研究会は、外部有識者から幅広く意見を聴取し、有効な施策につなげることを目的に令和3年12月に設置し、6回開催しました。性的少数者をめぐる現状、課題や若者と教育、啓発、

パートナーシップ宣誓制度を含めた支援策をテーマに議論いただきました。

まず、1現状と課題ですが、年代や地域により認識や理解度に差があり、慎重な対応を求める意見や、困りごとや孤独を抱える当事者は県内にも存在し、当事者が安心して生活できる環境が不十分などと研究会では整理しました。

次に、2主な意見ですが、委員からは「行政が主体的に取り組むことで、県民や企業の関心も高まる」、「教育関係者や生徒が正しい知識を持つことが重要」、「働きやすい職場環境の整備が必要」、「パートナーシップ宣誓制度は当事者の困りごと解消の手助けになるほか、精神的充足感につながり、導入そのものに啓発効果もある」などの意見が出されました。

この意見を踏まえて、県と市町村が連携したさらなる教育、啓発の充実、相談体制の充実や困りごとに応じた支援策の実施、パートナーシップ宣誓制度は様々な意見を踏まえつつ、県全体での導入に向けた合意形成が望まれる、自分事として考え、行動につなげる仲間（アライ）を増やす取組の支援、多様性尊重の温かい大分県づくりの取組について提言をいただいています。

今回の報告書の内容をしっかりと受け止めて、当事者の生きづらさや困りごとが解消されるよう施策を検討し、今後も取組を進めます。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

後藤副委員長 2点ありますが、一つ目は第6次大分県食品安全行動計画の策定に関して、主な取組の中にある危機管理体制の強化について具体的に教えてください。

若松食品・生活衛生課長 現在、副知事を本部長、副本部長及び本部員を関係部長で構成する大分県食の安全確保・食育推進本部を設置しています。もしも大きな食中毒や食に関する危機的状況があったときに、速やかな対応が取れる体制を取っています。

後藤副委員長 私は以前、農協にいましたが、実は農協には政府米の保管庫がありました。な

ぜそれが必要なかと思っていましたが、インドネシアの大地震のときに、食糧援助でそこから米がどんどん出ていたんです。

この場で議論するのが正しいのか分かりませんが、農協は現在そういう倉庫を持っておらず、災害だ防災だという中で、これは農林水産部の穀物の備蓄をどうするのかという問題との兼ね合いが出てくると思うので、ぜひこれから先、それを進めてもらいたい。この問題をずっと言ってきましたが、無視され続けて何も考えていただけなかったのも、これは知っていただきたいと思います。

それから二つ目ですが、性的少数者への理解促進に関する調査研究会について、私もこの問題をずっとやってきて思うことがあります。

やはりパートナーシップどころよりも、そもそもレズビアンやゲイ、トランスジェンダーがよく理解できないという声の方が大きいと思っています。まともじゃない人たちをなぜ助けないといけないのかという意見がきつと多いだろうなど。決してレズビアンやゲイ、トランスジェンダーは全然おかしいことじゃないと理解してもらうことが大事じゃないかと。子どものうちからそこを理解してもらわなきゃいかんと思ってもらえると、大分県も多少変わるのかなと。

世代的な問題はなかなか難しいと思いますが、子どものうちからそういった教育をぜひ、どこかで取り入れていただき、決しておかしいことじゃないと言ってもらいたいなと思いました。審議監、もし何かあれば教えてください。その点についてよろしくをお願いします。

御手洗審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長 後藤副委員長がおっしゃるように、まだまだ理解されていない部分が多いかと思っています。私どもも、そういう意味では性が多様であることは当たり前のことで、排除しない、分断しない社会をこれから人権課題としてしっかりと伝えていくことは重要だと思っています。

パートナーシップ制度をどうするかだけではなく、そういった理解促進の部分にもしっかりと力を入れていきたいと思っています。また、子

どものうちからということなので、そこは教育委員会とも連携しながら、また地域で親御さんにも理解していただき、親御さんの無理解によって子どもが自己否定することがないように、しっかりと周知を図っていきます。

玉田委員 今の関連で、大分県への提言の中のパートナーシップ宣誓制度について、これは県全体としてパートナーシップ宣誓制度を導入した方がいいという、かなり踏み込んだ意味での提言なのか、それともこれが効果的だということと終わっているのか、その辺のニュアンスがちよっと分からないなと思いました。

県下でも宣誓制度を導入しているところがあって、話を聞くと、公営住宅の契約とか手術のときの問題とか様々な課題があるので、県全体で取り組んでほしいという声があります。そこも踏まえてですが、この研究会の報告としてどこまで踏み込んでいるのか教えてください。

御手洗審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長 調査研究会としては、県での導入も視野に入れて前向きに取り組んだ方がいいという御意見をいただきました。ただし、やはり様々な意見もあることから、いろんな検討が必要と言われています。

玉田委員 分かりました。新年度にまたこれを議論したいと思います。ありがとうございます。

三浦委員 第6次大分県食品安全行動計画についてです。第5次計画も見直しましたが、それぞれの施策の指標で100%であったり達成しなかったりなど、様々な部分があると思います。そういった中、食とか食品ロスなどは、SDGsの視点からも2030年までの世界的なテーマになっていると思います。

この計画の目的及び位置付けの中に、これまでの成果とあります。これは県民の参画や役割がとても大きいと思いますが、これまで具体的にどのような成果があり、今回の計画でどのようにまとめていこうと考えているのか。部長にお聞きします。

高橋生活環境部長 正にSDGsということで、食品ロスについて言えば、基本的には脱炭素ま

でつながる循環型社会を築くということで、ようやく根付いてきたのかなと。今回、具体的にはいろいろありますが、特にうまくいっていない部分の反省を含めて次にいかしていこうという精神です。

申し上げたように、これは脱炭素にもつながっていくので、温暖化の防止につなげていくという意味ではしっかり守らなければならないので、年度を区切って今までの成果を含めて見直します。具体的な成果について、数字的には今持っていませんが、そういう精神で今回の見直しをしていきます。

三浦委員 ありがとうございます。これは当然、一朝一夕にいくものではありません。行政ですが、我々議会側も少なからず様々な形でしっかり発信をしていき、県民の皆さんに周知啓発を図っていきたいと思います。引き続き、一緒に取り組めればと思うので、よろしく願います。

高橋生活環境部長 少し付け加えて言うと、先般イオン株式会社が高校生のチームをつくって食品ロスを減らそうと。それから、残渣を使ってそれを肥料にして新しいものを作っていくということで発表会をしましたが、学生レベルでも少しずつ根付いてきたかなという印象があります。とにかく、次の計画でも教育も含めてそういったところからしっかり取り組んでいこうと思っています。少しずつですが、進んでいる印象はあります。

三浦委員 これは当然、様々な部局、とりわけ農林水産部も入ってきますが、生産者たちにもこういった取組がさらに伝わるよう、ぜひその辺を心がけていただきたいと思います。よろしく願います。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

猿渡委員外議員 性的少数者の関係で、慎重な対応を求める意見があります。具体的には、トイレやお風呂の利用についてですが、それは物理的な環境整備によって解消していけると私は

考えます。

例えば、海外のトイレは女子トイレや男子トイレの中に個室があるのではなく、廊下から直接個室が並んでいると聞きます。例えば、民間に助成してそういう環境づくりを進めていけば、理解も進んでいくのではないかと考えるので、要望しておきます。

御手洗審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

ありがとうございます。トイレの問題で、そういう御意見をいただくこともあります。また、そもそも性的少数者が自分の周りにいないと思っているとか、根本的なところが理解されていない現状があるので、いろんな意味で普及啓発をしっかり取り組んでいきます。

二ノ宮委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

猿渡委員外議員 PFOS、PFOAについて、大分市の状況と大分市以外にも心配がないのか、調査などの状況があったら教えてください。

北村環境保全課長 PFOS、PFOAはフッ素化合物の一種で、水や油を弾く性質があって便利だと、泡の消火剤や撥水コーティング、フライパンやフッ素加工など、広く使われています。ところが、国際的な問題になってきており、国でも今、要監視項目として1リットル当たり50ナノグラムという暫定指針値を設定しています。

国が令和元年度末に全国調査を行ったところ、大分市の乙津川で高い値が検出されました。法律で、化学物質を大量に使っているところは届出をするようになっていたため、翌年に大分市で取り扱っている工場等にアンケートをしました。大分市の工場をいくつか絞って調査したところ、原因と疑われる工場があり、工場周辺の井戸を調査したところ、やはりいくつか高い値が検出されました。

国が令和3年度の全国調査結果を公表したところ、大分市の井戸の2地点が高いということで、県と大分市に問合せがありました。その井戸水が汚染されている原因ははっきりしていて、

工場も浄化対策を取っており、水道の水源もないので、影響は小さいと考えています。

県内でも同様に、フッ素化合物を扱っている工場はないか調査しましたが、大分市を除いてはないということです。ただ、公共用水機能監視水質調査をやっており、令和2年度と令和3年度は、県と大分市でそれぞれ河川のPFOS、PFOAの調査をしています。現在、県が調査しているところでは、50ナノグラムを超えるとか50ナノグラムに近い数値が出ているところはありません。

二ノ宮委員長 ほかに御質疑等もないので、これをもって生活環境部関係を終わりますが、ここで私からお礼を申し上げます。

〔二ノ宮委員長挨拶〕

〔高橋生活環境部長挨拶〕

二ノ宮委員長 ありがとうございます。

せつくなので、今年度末で御勇退される皆様から一言ずつ御挨拶をいただきたいと思えます。

〔御手洗審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長挨拶〕

〔河野県民生活・男女共同参画課長挨拶〕

二ノ宮委員長 ありがとうございます。

それでは、これをもって生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔生活環境部退室、福祉保健部入室〕

二ノ宮委員長 これより福祉保健部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として猿渡議員に出席いただいています。

まずは、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のあった、第20号議案大分県使用料及び手数料条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

池邊感染症対策課長 委員会資料の2ページを御覧ください。

第20号議案大分県使用料及び手数料条例等の一部改正について御説明します。なお、議案

書は201ページですが、委員会資料で説明します。

この条例は、1条例の概要にあるように、地方自治法に基づき事務手数料の金額及びその徴収等に関し必要な事項を定めています。

2改正の理由ですが、食品衛生法が改正され、大分県食品衛生条例、大分県食品行商取締条例が廃止されたことに伴い規定を整備するものです。

3改正の内容ですが、別表第一で、保健所で行う健康診断料のうち、給食施設や水道事業の従事者等が定期的に行う検便の検査について規定していますが、備考欄の検査対象者に関する記載について、その根拠法令の規定を整備するものです。

4施行期日についてですが、公布日としています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、付託案件の審査を行います。

第1号議案令和5年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

山田福祉保健部長 福祉保健部関係で審議いただく予算議案は、第1号議案、第3号議案及び第4号議案の合計3議案です。

お手元の令和5年度福祉保健部予算概要の2

ページをお開きください。

まず、一般会計についてです。令和5年度当初予算は、いわゆる骨格予算となっていますが、予算額は一番左の福祉保健部①の計欄のとおり1,374億1,735万1千円となっています。これを、表の右側4年度当初予算額(B)と比較すると66億7,520万5千円、5.1%の増となっています。

増加の主な理由は、新型コロナ対策について、5類移行後も、引き続き県民の生命健康を第一に、備えに万全を期すため、検査体制の整備や病床確保など十分な予算を計上したことや、高齢化の進展に伴う医療費の増など、いわゆる扶助費の増加などがあげられます。

3ページをお開きください。

次に、特別会計についてですが、福祉保健部所管の国民健康保険事業特別会計及び母子父子寡婦福祉資金特別会計等について1,173億8,629万3千円を計上しています。

主要な各事業の内容等については、担当課室長から説明します。

渡邊福祉保健企画課長 9ページをお開きください。

地域共生社会構築推進事業費9,879万1千円です。

この事業は、誰もが共に支え合い、人と人のつながりを感じ安心して暮らせる地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複合的な課題等に対応できる体制の構築やバリアフリーの推進などに取り組むものです。

三つ目の二重マル、市町村の重層的支援体制整備事業への支援では、既存の相談支援等の取組をいかしつつ、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う市町村に対し助成します。

五つ目の二重マル、ユニバーサルデザインの推進では、バリアフリーマップのリニューアルや、企業や団体等に対して心のバリアフリー研修を実施します。

次に、13ページをお開きください。

1 番目の災害時要配慮者支援事業費 1, 9 6 9 万 2 千円です。

この事業は、災害時における要配慮者の安全安心を確保するため、市町村が行う避難行動要支援者個別避難計画の作成を支援するとともに、災害時における支援体制の強化に取り組むものです。一つ目の二重マル、避難行動要支援者に対する個別避難計画作成の促進では、個別避難計画の作成促進に向け、要支援者と地域の支援者等との調整を担うなど、県内全域でコーディネート活動を行う人材を新たに配置します。また、五つ目のポツですが、作成に同意しない方に対して、個別避難計画の意義等を分かりやすく説明する動画を作成します。

小野医療政策課長 次に、26 ページをお開きください。

2 番目の医療機関の働き方改革推進事業費 1, 7 9 6 万 5 千円です。

この事業は、労働時間の短縮と質の高い医療の両立を図るため、看護師等へのタスクシェアなど働き方改革に意欲的に取り組む医療機関を支援するものです。具体的には、一つ目の二重マルのとおり、働きたい医療機関認証制度（仮称）を創設し、就労環境等の改善や人材育成につながる医療機関の取組を評価し、認証します。また、二つ目の二重マルでは、タスクシフト等を促進するため、ナース・プラクティショナーや特定行為看護師を養成する医療機関に対し、代替看護師の人件費や研修受講料を助成します。

次に、29 ページをお開きください。

一番下の循環器病対策推進事業費 1, 0 2 1 万円です。

この事業は、健康寿命の延伸を図るため、主要な死亡原因である脳血管疾患や心疾患などの循環器病対策に取り組むものです。一つ目の二重マル、脳卒中対策推進事業では、脳卒中患者の予後の改善を図るため、迅速な搬送体制の構築など、より早期に適切な治療につなげる方策を検討するとともに、患者が安心して治療やリハビリを行えるように、相談体制の強化を図ります。二つ目の二重マル、心不全対策推進事業では、心不全手帳等を活用し、患者指導の標準

化を図るとともに、医療職、介護職を対象とした研修を実施します。

次に、32 ページをお開きください。

2 番目の新型コロナウイルス感染症療養体制確保事業費 2 1 6 億 5, 0 0 6 万 6 千円です。

この事業は、コロナ感染者の入院治療等を速やかに開始するため、受入れ医療機関等の病床や宿泊療養施設を確保するとともに、医療従事者の負担軽減に向けた取組を支援するものであり、一つ目の二重マル、入院受入医療機関の空床確保に対する助成や、二つ目の二重マル、宿泊療養施設の確保などに要する経費の年間所要額を計上しています。なお、新型コロナウイルス感染症は、5 月 8 日から感染症法上の 5 類に位置付けられ、それに伴い、国による財政支援制度も変更される予定なので、これにより不要となる予算については執行を留保する予定です。**中川健康づくり支援課** 47 ページをお開きください。

みんなで進める健康づくり事業費 2, 2 7 6 万 7 千円です。

この事業は、健康寿命を延伸させるため、県民総ぐるみの健康づくり運動を展開するとともに、健康経営に取り組む事業所の拡大等により、働く世代の心身の健康づくりを支援するものです。二つ目の二重マル、おおいた食の環境整備事業では小売、流通業者等で構成するうま塩もっと野菜部会を開催し、弁当や惣菜といった中食へのアプローチとして、スーパー等と連携した、うま塩弁当普及運動等を開催します。また、内食、いわゆる家庭食へのアプローチとして簡便に推定野菜摂取量をチェックできる機器を活用したキャンペーンを開催するなど、うま塩もっと野菜プロジェクトを推進します。また、一番下の二重マル、おおいた健康ポイントの推進では、おおいた歩得（あるとつく）について、利用者アンケートの結果等を踏まえた利便性向上のための機能追加を行います。

次に、49 ページをお開きください。

歯科口腔保健推進事業費 1, 9 8 1 万 2 千円です。

この事業は、生涯にわたる歯と口腔の健康づ

くりを推進するため、乳幼児期から高齢期まで、各ライフステージの特性に応じた全世代の歯科口腔保健対策を実施するものです。一つ目の二重マルでは、健康づくり支援課内に歯科医師と歯科衛生士を配置した大分県口腔保健支援センターを新たに設置し、歯科口腔保健対策を強化します。四つ目の二重マル、成人期歯科保健推進事業では、働く世代への定期的な歯科健診の動機付けを図るため、健康経営事業所等の経営者向け研修会や、歯周病に関する出前講座等を実施します。

池邊感染症対策課長 次に、59ページをお開きください。

一番上、新型コロナウイルス感染症対策事業費34億8,993万6千円及びその下のワクチン接種体制緊急強化事業費11億2,918万2千円です。

これらは新型コロナ対策の事業ですが、県民の生命や健康を守ることを第一に、今年度と同様の大きな感染の波が起きることを想定して、検査や相談体制の整備、医療費やワクチン接種の公費負担などに必要となる年間所要額を計上しています。なお、今後、5類見直しによる公費負担等の制度変更が行われる予定ですが、それにより不要となる予算については、執行を留保する予定です。

阿部高齢者福祉課長 次に、69ページをお開きください。

2番目の福祉・介護人材確保対策事業費6,097万円です。

この事業は、福祉、介護人材を確保するため、人材の参入促進や介護現場の生産性向上等に取り組むものです。主なものとして、二つ目の二重マルの下から二つ目のポツですが、介護職員初任者研修を修了後、県内事業所に就職した方に対し、その研修費用を助成するもので、来年度は補助上限額の引上げ等を行います。また、下から三つ目の二重マルでは、市町村単位での介護人材の掘り起こしを図るため、県と市町村の協議の場を設け、実態と課題の把握を進めます。その下の二重マルでは、介護福祉士養成施設等へ抗原検査キットを配布し、現場実習体験

の機会確保と拡充を図ります。

次に、70ページをお開きください。

2番目の外国人介護人材確保対策事業費3,032万5千円です。

この事業は、介護人材が不足する中、質の高い外国人介護人材を確保するため、関係機関と連携してその受入体制の整備等に取り組むものです。二つ目の二重マル、最初のポツは受入事業者に対しその費用を助成するものですが、来年度は1事業所1回限りであった申請要件を、ふくふく認証取得事業者については、毎年度の申請を可能とするよう補助要件を緩和します。

次に、77ページをお開きください。

一番上の介護現場革新推進事業費2億1,598万4千円です。

この事業は、介護従事者の身体的、精神的負担を軽減し、業務効率化やサービスの質の向上を図るため、ICT化や介護ロボットの導入など、介護現場革新に取り組む事業所を支援するものです。三つ目の二重マル、介護ロボット導入への助成では、入所型介護施設への導入を一層推進するため、来年度は助成枠を拡充します。また、その下の二重マルでは、介護ロボットやICT機器等の導入支援を行う介護DXアドバイザーを1人追加配置し、伴走型支援の充実を図ります。

内海こども未来課長 86ページをお開きください。

1番目のおおいた出会い応援事業費3,944万1千円です。

この事業は、若者の結婚の希望を後押しするため、出会いサポートセンターを運営するなど、出会いの場づくりを総合的に実施するものです。一つ目の二重マル、出会いサポートセンターの設置、運営の一つ目のポツにあるように、結婚を希望する若者を対象にした会員制による1対1のお見合いを実施しており、昨日現在、155組の方が成婚しました。一方で、利用者からは、一人で臨むお見合いはなかなか勇気がいるといった声もいただいていることから、来年度は新たに二つ目の二重マル、企業と連携した婚活イベント等を開催し、職場の同僚等と気軽に

婚活に臨める場を充実させます。

次に、92ページをお開きください。

1番目の不妊治療費助成事業費3,915万4千円です。

この事業は、不妊治療の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療のうち保険適用治療とあわせて行った先進医療に要する経費について、市町村と連携して、自己負担がおおむね3割となるよう助成するとともに、不妊や不育を心配する夫婦の早期の検査受診を促すため、検査費用を助成するものです。三つ目の二重マル、広報費の二つ目のポツでは、高校生を対象に、将来の妊娠を考えながら健康に向き合う大切さを学ぶための啓発動画を作成します。

隅田子ども・家庭支援課長 次に、103ページをお開きください。

児童虐待防止対策事業費4,518万3千円です。

この事業は、児童虐待防止の徹底を図るため、関係機関との連携強化や児童家庭支援センターの機能強化など、児童相談、虐待への対応力を総合的に強化するものです。三つ目の二重マル、児童家庭支援センター機能強化事業では、県内の児童家庭支援センター5か所に対し、支援が必要な家庭に対する指導——一時保護の解除などで家庭に引き取られた児童の見守りなどを委託します。なお、来年度はこの委託費を増額し、さらなる体制強化を図ります。このほか、二つ目の二重マル、産前・産後母子支援事業による妊産婦への支援の充実、あるいは四つ目の二重マルのSNS相談体制整備など様々な事業を着実に実施していくことで、児童虐待防止のさらなる徹底を図ります。

次に、106ページをお開きください。

1番目のヤングケアラー等支援体制強化事業費2,772万4千円です。

この事業は、ヤングケアラーなど支援を必要とする子どもや児童虐待のおそれのある家庭の早期発見、支援につなげるため、市町村と連携して支援体制の整備に取り組むものです。一つ目の二重マル、ヤングケアラー支援事業では、新たに専門アドバイザーを配置し、高校生等を

対象とした出前講座や、教育、福祉、医療等の関係者を対象としたブロック別研修会を企画、実施するほか、市町村が設置する支援会議での助言等も行います。

続いてその下、子どもの居場所づくり推進事業費2,385万5千円です。

この事業は、困難な生活環境にある子どもの居場所を確保するため、子ども食堂への支援等を行う事業ですが、来年度は五つ目の二重マル、新たな居場所づくりによる要支援児童への支援強化を新規の取組として実施します。具体的には、家庭の困窮やネグレクト、家族の病気等を背景に生活習慣の形成ができていない児童を対象に、自己肯定感を高め自立できる力を養うための支援を提供する児童育成支援拠点对し助成するものです。

立脇障害福祉課長 次に、131ページをお開きください。

2番目の発達障がい児地域支援体制整備事業費4,370万5千円です。

この事業は、発達障がい児の早期発見、支援につなげるため、保護者などの相談に応じ、支援先の受入調整等を行うコンシェルジュを各圏域に配置するとともに、相談、診療ができる小児科医やかかりつけ医の養成等に取り組むものです。来年度は、一つ目の二重マルにあるように、子どもの発達支援コンシェルジュを6名から7名に拡充し、人口の多い大分市の支援体制を強化します。また、下から二つ目の二重マル、ペアレント・プログラムについては、保護者を対象に、発達障がいに関する理解と関わり方を学ぶ研修を実施するものですが、来年度は保護者からのニーズ等を考慮し、大分市での実施回数を拡充します。

次に、134ページをお開きください。

精神障がい者地域移行・定着体制整備事業費641万1千円です。

この事業は、精神障がい者の地域移行、定着を支援するため、保健、医療、福祉関係者による協議会を圏域単位で開催するなど、地域における体制整備を図るほか、医療と地域の連携を促すコーディネーターを配置するなど、総合的

な支援体制の構築を図るものです。来年度は、三つ目の二重マルにあるように、新たに精神科病院と地域の相談支援事業所との連携強化を図るため、コーディネーターを配置し、地域と医療が連携した退院支援ノウハウの蓄積及び支援体制の確立を図ります。

柳井障害者社会参加推進室長 少しお戻りいただき、118ページをお開きください。

下段の障がい者工賃等向上支援事業費2, 126万7千円です。

この事業は、就労継続支援事業所の利用者の工賃や賃金の向上を図るため、事業所が提供する商品、サービスの価値向上を支援するとともに、共同受注体制や農福連携の強化に取り組むものです。具体的には、一つ目の二重マルにあるように、来年度は新たにA型事業所に専門家を派遣し、商品・サービスの価値向上のための助言、指導や商品開発、商談会開催の支援等を行います。また、二つ目の二重マルにあるように、おおいた共同受注センターにITコーディネーターを配置し、IT関係の受注や販路の拡大を図るとともに、三つ目の二重マルでは、農福連携の強化として、農業に取り組む事業所にアグリ就労アドバイザーを派遣し、栽培技術向上を支援するほか、農福マルシェを開催し、販路拡大の支援を行います。

次に、137ページをお開きください。

障がい者就労環境づくり推進事業費6, 994万1千円です。

この事業は、障がい者雇用を促進するため、企業訪問や仕事の切り出し、人材の掘り起こし、職場への定着支援等を行うアドバイザーを配置するほか、就労系事業所等から一般就労への移行を支援するものです。来年度は、一つ目の二重マルの1ポツ目にある、雇用支援アドバイザーについて、現状の7名体制から8名体制に拡充し、企業が集中する大分市を含む中部圏域のアドバイザーを増員します。また、三つ目の二重マルではA型、B型の就労系事業所等が利用者を一般就労に送り出した場合に、その実績に応じた奨励金を支給します。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

羽野委員 13ページの災害時要配慮者支援事業費の関係で、マル新の作成不同意者に対する説明ツールの作成とありますが、作成不同意者がどの程度いるのか。把握していればお願いします。

それともう1点、これは要望になりますが、32ページの新型コロナウイルス感染症療養体制確保事業費の関係で、ホテル借上経費がありますが、実は借上げによって、これまでそのホテルに納入していた業者が一気にダメージを受けているという実態があります。経済的な補償について、新型コロナで客足が減ったので経済的な補填をしようという政策はありましたが、この関係について、いわゆるホテルの借上げは行政の施策に基づくものなので、その場合、やはり損失を受ける部分については補償すべきだと思います。

補償するところは商工観光労働部になるのか分かりませんが、そこら辺の部署と連携を取って協議していただいて、何らかの補償が必要ではないかと思います。数もそんなに多くはなく、県レベルで対応可能だと思うので、調査をしていただいて、可能な部分があれば何らかの対策を講じていただければと思います。その点について、担当の部署ではないと思いますが、協議していただければと思うので、よろしく申し上げます。

渡邊福祉保健企画課長 避難行動要配慮者の不同意者についてです。国が毎年調査していますが、令和5年1月1日に調査したところ、県内の要支援者の名簿掲載者数が3万6,049人で、計画に同意した方が1万6,032人なので、差し引きすると2万ちょっとがまだ作成していない状況になっています。

小野医療政策課長 宿泊療養施設のホテル借上げ時に、そのホテルに納入をしていた業者の売上げが減り困っているというお話です。

一般的な話ですが、新型コロナの影響で経営にダメージがあった場合は委員がおっしゃるとおり、商工観光労働部が制度を所管していると

思います。

この新型コロナの包括支援交付金でそういった対応ができるのかは今勉強不足で分かりません。他県も調べてみたいとは思いますが、今のところすみません、そういう状況です。

羽野委員 よろしく申し上げます。例えば、工事をを行うときは、補償をして工事をしていくのが通常のスタイルだと思うので、この部分についてはホテルを借り上げるという行政施策に伴う損失にもなると思うので、何らかの対策は講じるべきだと思います。ぜひよろしく申し上げます。

玉田委員 一つ目は、高齢者福祉課長にお聞きします。73ページの若年性認知症相談支援体制整備事業費で、来年度にコーディネーター1人を配置と、これまでずっと訴えてきたのが実を結んだなど、そんな思いをしていますが、これはフルタイムの方がプラス1と考えていいでしょうか。また、具体的な内容について少し触れていただければと思います。

それと、次はこども未来課長に、90ページの放課後児童対策充実事業費の放課後児童クラブ運営強化事業の中、放課後児童クラブアドバイザー派遣事業で120万円ほどありますが、アドバイザーがどんなことをするのか具体的な内容について教えてください。ちょっと話をすると、放課後児童クラブが抱えている課題として支援員の不足と事務員の確保があります。加算金があるようですが、そもそもここに来てくれる人がいないことが課題で、そういう実態の中、このアドバイザー事業をどう実施するのか教えてください。

阿部高齢者福祉課長 若年性認知症支援コーディネーターの導入についてお答えします。

昨年、決算特別委員会でも委員から御指摘をいただき、検討を行ってきたところです。現在は1人で対応しており、新規の相談を受けるのは毎年30件前後で推移していますが、若年性認知症支援コーディネーターの知名度が上がったことで、医療機関や地域包括支援センター等からの相談も増加している一方で、地域における対応スキルが追いついていないことからコー

ディネーターの業務量が増加しています。

このため、来年度からは初回相談時の電話対応や事例集積等を担う人材を1人追加配置して、現行のコーディネーターが支援業務に専念できるよう、また、増員によって研修や受入先拡大の取組を充実させることで、地域における支援体制の強化を図っていきたいと考えています。

現在、委託先である認知症の人と家族の会大分県支部に、その作業に向けた準備を進めていただいておりますが、今回追加する職種は保健師を想定していて、勤務日数は今現在のコーディネーターが月18日勤務ですが、その7割程度で月12日の9時から17時までの勤務を想定しています。なお、現在、土曜日は電話相談をやっていませんが、採用後はできれば土曜日の電話相談を実施し、電話相談を充実させたいと考えています。

内海こども未来課長 放課後児童クラブのアドバイザー派遣についてお答えします。

アドバイザー派遣については、社会保険労務士会と委託契約を結び、社会保険労務士をアドバイザーとして放課後児童クラブに派遣している事業です。社会保険の加入や就業規則、雇用契約書の作成などについての労務環境の改善に向けた支援、アドバイスを行っています。令和4年2月末までに延べ21クラブにアドバイザーを派遣しています。

御指摘のあった支援員の不足についてはおっしゃるとおり、放課後児童支援員は平日の勤務時間が短い一方で、夏期休暇中は長いという勤務形態から、なかなか確保が難しいという話は聞いています。県では、支援員の養成もしており、今年度は147人を養成しています。あわせて、さきほどのアドバイザー派遣での労務環境の整備や月額9千円程度の賃金改善にも取り組むことで、支援員の確保に努めていきたいと考えています。

玉田委員 まず、コーディネーターの件はフルタイムで2人に増えるかなと思ったら、少しハードルがあるみたいですね。一歩前進と捉えています。状況を見てまたいろいろ検討していきたい。お互いに議論できればなどと思うので、

よろしくお願ひします。

それから、放課後児童クラブの件ですが、状況は分かりました。関連して、この間も少し議論しましたが、小1の壁についてです。放課後児童クラブの事業実施主体は市町村なので、そうすると、小1の壁を解消するためにどこが主体的に取り組むのか。

例えば、申請して決定までの大体の流れを聞いてみると、2月に入学説明会が開かれて、そのときに放課後児童クラブの説明があり、その日に申請して3月の初旬ぐらいに決定すると。保育所の段階ではずっと預けられるから働いているけれども、4月から放課後児童クラブに入れなかったときに、仕事を辞めたり勤務体制を変えなければならなくなることを小1の壁と言われています。我々もそういう声を受け止めていて、どこが主体的にこれを変えていったらいいだろうと。

整理の中では市町村が主体だから、市町村で申請の時期を変えていろいろやってくださいという話もあります。けれど、なかなかそれはどうもならないし、大分県は子育て満足度日本一を掲げているので、これはちょっと状況を調査して、共有しながら何かいい方向に解消できないかと思いますが、いかがでしょうか。

内海こども未来課長 仕事を辞めなければいけないとか、小1の壁で本当に苦勞されている方がいるという話でした。

放課後児童クラブの待機児童は、令和4年5月時点で24人います。県としては、待機児童の解消に向けた施設整備とか、さきほどお伝えした支援員の養成に取り組んでいます。定員は昨年度と比べて426人の増加、支援員も今年度147人を養成しています。また、低学年のお子さんが待機児童になった場合、空きが生じたときには市町村が優先的に入れる対応をしているとの話も聞いています。

引き続き、市町村と連携しながら御提案のあった市町村同士での意見交換と言うか情報、状況を共有する場の開催等も検討して、連携しながら対応していきたいと考えています。

玉田委員 ありがとうございます。放課後児童

クラブの目的が、保護者が労働等により昼間いない家庭の児童に対し、健全な育成を図るというもので、その中で待機しているということですが、さきほど説明のあった待機児童24人の中に、小1の壁で跳ね返された児童はカウントされていますか。

要するに、本当は行かせたいけど職が決まらない、仕事を辞めて4月からは家にいるから、結果として待機児童にはカウントされていないケースはありますか。

内海こども未来課長 そのケースの方がカウントされていないのかは承知していませんが、申請した方のうち入れなかった方が待機児童にカウントされているものと承知しています。

玉田委員 ややくっしょくなつてすみませんが、では1回その辺を調査して、また議論させてください。よろしくお願ひします。

三浦委員 59ページのワクチン接種の関係です。私の周りでもワクチン接種の回数が減ってきたと聞きますが、これまでのワクチンの廃棄数を教えてください。

また、5月8日から5類に引き下げられますが、例えば、県営のワクチン接種センターで確保するワクチンはどういった形で配布するのか。もしくは国と協議をしているのか。その辺の流れがちょっと見えてこないのので教えてください。
首藤審議監 まず、これまで県内で廃棄したワクチンの数について、モデルナ社製のワクチン約5万2千回分を廃棄しています。これについては昨年マスコミ等に公表しており、最近は特にありません。

今後のワクチンについても、必要となる回数分を各市町村の計画をもとに県で取りまとめて国に配分を申し込む流れになっています。基本的には全額公費で国が用意したものをいただきますが、廃棄が出ないよう所要費を見込んだ上で要求しています。

三浦委員 マスコミ発表の5万2千回分は把握していますが、その後は特段ないと。モデルナ社製だけでなく、ファイザー社製も含めてですが、その辺をしっかりと打ち終えているということですか。

首藤審議監 廃棄数についてはさきほど申したとおりで、それ以降の廃棄は今のところありません。廃棄が出ないよう、国から供給を受けているのが今の実態です。

御手洗委員 ワクチンをはじめ、多額の予算を投じて感染予防対策を講じている中、昨日からマスク着用は個人の判断になりました。担当部として、どういう取組をするのかお聞きします。

山田福祉保健部長 マスクについてですか。（「もちろん」と言う者あり）昨日からマスク着用のルールが変わったので、基本的には個人の判断となっています。

部内についても基本的には職員個人の判断ですが、例えば、国から示されている高齢者に接するようなリスクの高い場面や、近い距離で話をする場合は着用するとか、それぞれの状況に応じて個人が判断することになります。

御手洗委員 県職員という立場からすればそれぞれの判断になるのでしょうか、担当部として部長はそういう判断でいいのですか。

山田福祉保健部長 マスクを着用するか、私も今日ここに臨むにあたって、かなり悩んだところです。そこで一つ、考えなければならぬのは、県民の皆様に対してマスク着用はそれぞれの判断と示している以上、逆に私が部の責任者としてマスクをしてここに出ると、やっぱり付けるんだなと捉えられても、それはそれで国や県が発しているメッセージとちょっと違うのかなと。少なくとも、この場では感染リスクが低いと判断してマスクをしませんでした。

ですから、ここで付けてしまうと逆にやっぱり原則付けるんだと。特に福祉保健部が付けるということは、やっぱり外すとリスクがあるんだと取られても、それはそれで差支えがあるのかなと。いろいろ悩んだ末に、今日は付けずに出てきたということです。

藤内理事兼審議監 私は昨日から執務室でマスクを外していました。そしたら、今年の花粉の飛散量が多いせいか、この年になって本当に目がかゆくなって、花粉症の症状が出たので今日はマスクをしています。

このように、職員の健康状態や、さきほど部

長が申したように、その人が高齢者とか重症化リスクのある方と接するといったことも加味しながら判断いただくことが大事だと思います。

部として着用した方がいいと、県庁内、あるいは外に向かって言うことは、今の国の方針にも反するので、やっぱり一人一人の判断を尊重することが大事と思っています。

御手洗委員 個人の自由となった場合、過去の例からすると、感染症が減らない。要するに、増えるのではないかという気がしてなりません。そのときはどうするのかと。

だから、今の時点では大分県が認めただけとか、そういう範囲ならね。だけど、そうではないわけだから、県も国が定めた方針に沿ってというのは分かりますが、やはり大半の皆さんが不安を感じていると思います。まあいいですよ、ここから先は。ただ、これだけの予算を確保していることに相反するのではないかと思います。いかがですか。

山田福祉保健部長 コロナ関連の予算について、予算編成時は国の5類以降後の対応が全く見えない状態だったので、取りあえず現行の2類の措置がそのまま継続することを前提に、最大の額で予算を要求しています。

担当課長が説明しているように、国の方針がだんだん見えてきました。いろんな措置がなくなり、財政支援がなくなるものもあります。それについては執行を留保し、感染が拡大して5類見直しも取りやめになるとか、とにかく最悪の自体となっても対応できる万全の予算を組ませていただきました。基本的には必要最小限の執行にとどめたいと考えています。

後藤副委員長 9ページの市町村の重層的支援体制整備事業への支援について、市町村はどこか教えてもらいたいのと、具体的な取組内容を教えてください。

渡邊福祉保健企画課長 社会福祉法の改正で、新たに令和3年度からできた事業です。今年度までは国の負担で県の負担はありませんでしたが、来年度からは県も負担することとなったため、5市町村分を措置しています。

なかなか難しく説明しにくいですが、80

50問題とか住民の課題が複合化しており、属性が特定できない様々な課題が出てきていて、それに関して包括的に相談を受けようと。今までの体制だと、例えば、高齢者の相談窓口では内容によって、そこで受けると補助金の目的外利用となるものもあって、その部分は除く必要がありました。なので、包括的な相談体制をつくるために一括した交付金をつくりましょうと、この事業ができました。

具体的な中身として、一つは相談支援。これは今説明したように、どんな相談でも一旦受け止めるという包括的な支援体制を整備するという。それから、参加支援として地域に参加しましょうと。例えば、ひきこもりや無職の方を社会に出して働かせましょうと。さらには地域づくりとして、地域で顔の見える関係をつくって助け合いましょうと、この三つをあわせて重層的に取り組む。国と県で負担して、それを実施する市町村に対し交付する事業になっています。

後藤副委員長 これは一般質問でも聞いたことがあった話で、正しい言い方が分かりませんが、コミュニティソーシャルワーカーや民生委員とか、いろんな人が絡み合っているというイメージでいいですか。

渡邊福祉保健企画課長 そのとおりで、地域づくりの段階で地域コーディネーターとか市町村側にも窓口としてコーディネートする人も関わるし、体制をつくるためには人材も必要なので、人材育成とあわせてやっていくということです。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

猿渡委員外議員 1点、県民から御意見をいただいています。産後ケアについての予算がどこにあるかと思いますが、別府市以外は産後4か月までで、別府市のみが1歳までと聞いていますが、やはり対象が狭すぎると思うんですね。今、祖父母も仕事を持ってなかなかサポートできない状況もあるので、虐待等を防止するためにも産後ケアの対象を広げるべきかと思

ます。

それと、毎月市役所へ手続に行かないといけないと聞いていますが、小さい赤ちゃんを連れて毎月市役所に行くのはとても大変なので、スマートフォンで電子申請ができるようにすべきかと思いますが、どうでしょうか。

内海こども未来課長 産後ケア事業については、市町村が利用者の状況等を把握した上で行っていきますが、その対象が狭いという話でした。

まず、小さいお子さんを連れて申請に行くのが大変だという点について、窓口での申請が困難な方については、御相談いただければ市町村の保健師が訪問して申請の受付に対応していると話を聞いています。ただ、オンライン申請もですが、対象範囲も含めて利便性の向上に向けた検討を、市町村とともに今後も行っていきたいと考えています。

二ノ宮委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

それでは、本案のうち本委員会関係部分について、さきほど審査した生活環境部関係を含め、一括して採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第3号議案令和5年度大分県国民健康保険事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

一丸国保医療課長 第3号議案令和5年度大分県国民健康保険事業特別会計予算について、御説明します。

同じく、予算概要の138ページをお開きください。

この特別会計は、県が市町村とともに国保の保険者となり、安定的な財政運営を図るため、平成30年度に設置したものです。令和5年度は歳入、歳出共にそれぞれ1,172億6,325万9千円を計上しています。

139ページをお開きください。歳入の主なものについて御説明します。

1分担金及負担金の1負担金301億5,612万5千円は、市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金です。また、2国庫支出金336億6,966万2千円の主なものは、療養給付費等負担金200億6,274万7千円です。

次に、140ページを御覧ください。

4繰入金の1繰入金67億3,460万1千円は、一般会計からの繰入金です。

5諸収入462億8,946万1千円の主なものは、65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費として、社会保険診療報酬支払基金から交付される前期高齢者交付金です。

続いて、142ページをお開きください。歳出の主なものについて御説明します。

保険給付費等交付金974億3,160万5千円です。これは、国庫支出金や市町村からの納付金等を財源として、保険給付等に要する経費を市町村に交付するものです。

143ページをお開きください。

後期高齢者支援金等149億5,567万9千円です。これは、75歳以上の後期高齢者医療に係る保険給付費を各保険者が支援するもので、国保の負担分を社会保険診療報酬支払基金に納付するものです。

148ページをお開きください。

保健事業費7,002万5千円です。これは、被保険者の健康寿命延伸や医療費適正化に向け、一つ目の二重マルにある、健診や医療レセプト等のデータ分析に基づく効果的な保健事業に取り組む市町村を支援するほか、二つ目の二重マル、重複服薬や多剤投与の是正に向けた指導等、三つ目の二重マル、生活習慣病の予防や早期治療に向けた普及啓発などを実施するものです。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

猿渡委員外議員 県が確保している基金はいくらですか。どこに出ていますか。

一丸国保医療課長 基金についてはこちらの予算概要には掲載していませんが、今回を含めて70億円ほどになるかと。ただ、今後積むものもあります。

猿渡委員外議員 年金も実質賃金も下がる一方で物価は上昇しており、市民生活が非常に困窮している中、国保税の負担が非常に重い。やはり、基金の一部を活用して国保税の引下げにいかせればと思います。ぜひそういう方向で活用すべきと思いますが、どうでしょうか。

一丸国保医療課長 基金の処分の目的から、国保税を下げることには使うことができません。県が市町村からいただく納付金を算定をしますが、その納付金が伸びないよう、来年度についても基金を充てています。こうした伸びを抑えるために、引き続きこの基金を活用していきたいと考えています。

二ノ宮委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第4号議案令和5年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

隅田こども・家庭支援課長 149ページをお開きください。

第4号議案令和5年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算です。

この特別会計は、ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立促進を図るための貸付事業を行うもので、歳入、歳出共にそれぞれ1億2,097万円を計上しています。

150ページをお開きください。

歳入の主なものについては、3諸収入5,505万6千円ですが、これは、貸付世帯からの償還金です。

151ページを御覧ください。

歳出の主なものについては、母子父子寡婦福祉資金貸付金9,382万2千円です。これは、ひとり親家庭等に対し、修学資金など計12種類の資金を無利子又は低利子で貸し付けるものです。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第21号議案おおいた子ども・子育て応援県民会議条例の一部改正について及び第22号議案児童福祉施設の設置及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、一括して執行部の説明を求めます。

内海こども未来課長 委員会資料の3ページを御覧ください。

第21号議案おおいた子ども・子育て応援県民会議条例の一部改正について御説明します。

1 条例の概要ですが、本条例は、子ども・子育て支援法等に基づき、おおいた子ども・子育て応援県民会議の設置について定めているものです。

2 改正理由ですが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条ずれが生じたので条例の規定を整備するものです。

3 改正内容ですが、条例第1条について新旧比較表のとおり、根拠法を改めます。なお、条ずれの理由は下の方に参考で記載しているとおり、内閣府に設置されていた子ども・子育て会議について定めた条項が削除されたことによる

ものであり、同会議はこども家庭庁に設置されるこども家庭審議会に改められます。

4 施行期日は、本年4月1日です。

続いて、4ページを御覧ください。

第22号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について御説明します。

1 改正理由ですが、静岡県における幼児教育、保育施設の送迎バス事故等を踏まえた国の基準省令等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正する条例は①から④に掲げる四つの条例で、保育所、認定こども園、障がい児関係の事業所等が対象となります。

3 改正内容ですが、まず、子どもの安全確保に関する事項の(1)自動車を運行する場合の児童の所在確認です。これは、自動車で移動等する場合に、点呼等による所在確認を義務付けるほか、送迎バス等の車内にブザー等の児童の見落とし防止装置の使用を義務付けるものです。

(2)安全計画の策定については、児童の安全確保のため、設備の安全点検等を含めた施設での生活の安全に関する指導等についての計画を策定し、必要な訓練等を義務付けるものです。

(3)業務継続計画の策定については、感染症や非常災害発生時における継続的なサービス提供や早期の業務再開を図るための計画策定等の努力義務を課すものです。次に、人員配置に関する事項として(4)保育所と児童発達支援との一体的な支援を可能とするための規制の見直しですが、これは、保育所等と児童発達支援事業所が併設されている場合に、職員の兼務や設備の共用を可能とするものです。(5)看護師等の配置要件の見直しですが、これは、保育所において、看護師等を1人に限り保育士とみなすことができる経過措置について、乳児の在籍人数が4人以上とする要件を撤廃し、乳児4人未満の場合は保育士と合同で保育を行うこと等の要件を明確化するものです。その他の事項

(6)懲戒権に係る規定の削除については、民法改正に伴い、管理者、施設長における懲戒権に係る規定を削除するものです。左下の表でマ

ルが付いているものが、今回条例で改正するものです。

最後に、4施行日は本年4月1日ですが、(6)の懲戒権に係る規定の削除については、省令と同様に公布日施行とします。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

まず、第21号議案おおい子ども・子育て応援県民会議条例の一部改正について採決します。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第22号議案児童福祉施設の設置及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について採決します。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願22第9期介護保険制度改正に向け被保険者の負担増につながる見直しを行わないことを求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

阿部高齢者福祉課長 5ページを御覧ください。

請願22第9期介護保険制度改正に向け被保険者の負担増につながる見直しを行わないことを求める意見書の提出について御説明します。

現在、国においては少子高齢化が急速に進展する中、介護保険制度の持続可能性を確保するため、令和6年4月からの第9期計画に向けて、給付と負担の在り方が検討されています。今回の請願は、負担が過重とならないよう3点について挙げ、国への意見書提出を求めています。

まず、1点目の1号保険料については能力に応じた負担の観点から、高所得者の保険料引上げや低所得者の引下げ等、保険料算定に係る所得の段階を増やすことなどが検討されています。

2点目の介護保険サービス利用料については、利用者負担が2割となる所得の基準を見直すことが検討されています。

3点目の多床室の室料負担についてですが、特別養護老人ホーム等では既に利用者負担を求めているのに対して、老人保健施設や介護医療院等では求めていることについて、在宅との負担の公平性や各施設の機能、利用実態等を踏まえ検討されています。

県では、これらの見直しに関する情報収集に努めながら、国に対しては介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、国庫負担割合を引き上げることも含めて低所得者及び地方財政の負担を軽減するよう毎年要望しています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

猿渡委員外議員 これは全く同感で、意見書の提出が大事だと思います。今答弁にもあったように、国庫負担割合を引き上げるしかないと思っています。介護保険料は当初より2倍以上になってきています。さきほど言ったように年金は下がっているし、生活も非常に大変な状況で、私はこの社会保険料の負担が生活を圧迫することは逆だと思えます。社会保障は安心して暮らせるためのものであって、そのための負担が生活を圧迫している現状、根本的に制度を見直して変えていかなきゃならないと考えています。以上、意見です。

二ノ宮委員長 それでは、質疑を終わりたいと思います。

これより、本請願の取扱いについて協議します。いかがいたしますか。

後藤副委員長 今、猿渡議員が言われたようにとても大切なことだと思います。ただ、これは

審議会等でも慎重に議論していることと、それから、個人的にはこの10年間、大分県の現状はどうだったかを再度よく知りたいと思うし、大分県が導入した和光方式なるものも含めてぜひ教えてもらいたい。

もともと難しい問題だと思うので、ぜひ審議未了としていただけないかと思います。

二ノ宮委員長 審議未了扱いという御意見があるので、挙手により採決します。

本請願は、審議未了扱いとすべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

二ノ宮委員長 全会一致であります。

よって、本請願は審議未了扱いとすべきものと決定しました。

次に、継続請願20物価高騰に見合う年金額引上げを求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

土師保護・監査指導室長 6ページを御覧ください。

継続請願20物価高騰に見合う年金額引上げを求める意見書の提出について御説明します。

年金額の改定は、法律の定めに基づいて行われており、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合、67歳以下の新規裁定者は名目手取り賃金変動率を、68歳以上の既裁定者は物価変動率を用いて改定し、さらに将来世代の年金給付水準を確保することを目的に導入された、マクロ経済スライドによる調整を行い決定されています。

物価高騰対策として、国においては電気、都市ガス代について、小売事業者などが家庭、企業などに請求する月々の料金から使用した量に応じた値引きを行い、国は小売事業者などに対し、値引きの原資を支援する負担軽減を令和5年1月使用分から実施しています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

猿渡委員外議員 さっきから述べているように、県民の生活に関わることなので、これは非常に重要で大事だと思っています。

二ノ宮委員長 それでは、質疑を終わりたいと思います。

これより、本請願の取扱いについて協議します。いかがいたしますか。

後藤副委員長 この件も、審議未了ではいかがでしょうか。

二ノ宮委員長 審議未了扱いという御意見があるので、挙手により採決します。

本請願は、審議未了扱いとすべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

二ノ宮委員長 全会一致であります。

よって、本請願は審議未了扱いとすべきものと決定しました。

次に、付託外案件の審査に入ります。

今回は陳情が1件です。それでは、陳情53児童相談所及び相談員制度の改善と里親委託解除の撤回を求める陳情について、執行部の説明を求めます。

隅田こども・家庭支援課長 この陳情は、里親に預けられた子どもへの対応に関するものです。

まず、冒頭の2行で昨年10月頃の新聞記事について触れられています。陳情書本文には大分合同新聞に掲載されていたとあったので、くまなく確認しましたが、該当する記事を確認できませんでした。

3行目から5行目の記載については、提出者の娘夫婦の事案について触れられているものであり、児童相談所が提出者も含め適切に対応してきた事案です。

3点ある項目の1点目についてですが、里親に預けられた子どもたちは、里親だけでなく児童相談所が設ける面談時に児童福祉司や児童心理司に対しても直接相談できるほか、県内5か所に設置している児童家庭支援センターにおいても相談に応じています。また、委託解除後の支援については、児童アフターケアセンターをおいたが、委託中から本人の話を聞きながら支援計画を作成しているほか、当事者同士の交流

活動も実施しています。

2点目について、本県の児童相談所には、国の配置基準を満たした児童福祉司及び児童心理司を配置しており、令和3年度には中央児童相談所に里親・措置児童支援課を新設し、里親支援の体制を拡充したところです。また、里親制度の理解や子どもの権利擁護、発達に特性を持つ子どもへの寄り添い方などをテーマに職場研修を実施するなど、専門職としての質の維持向上を図っています。

3点目について、里親委託解除後の子どもの情報については、個人情報保護条例における個人情報の目的外提供にあたるため、提出者を含め、第三者に開示することはできません。また、里親委託解除については、国の児童相談所運営指針や里親委託ガイドラインに基づき、子どもの最善の利益を確保する観点から、里親家庭における養育状況や子どもの発達などを医学面、心理面など専門的な見地を加えて、児童相談所が総合的に判断し、決定しています。

今回陳情された提出者の娘夫婦に係る里親委託の解除についても、この考え方により適切に判断、決定しており、当事者への説明を尽くしています。提出者に対しても、引き続き御理解をいただけるよう努めます。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これをもって意見聴取を終了します。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

それでは、①の報告をお願いします。

土師保護・監査指導室長 8ページを御覧ください。

3月10日付けで公表した指定障害児通所支援事業所の指定取消について御報告します。

まず、左側の処分の概要ですが、対象者は別

府市所在の株式会社創翔の里です。同法人が別府市、国東市及び日出町で運営するかぼすの丘という名称の指定障害児通所支援事業所、計9事業所の指定を取り消しました。

次に、処分の経緯ですが、令和4年10月から11月にかけて不正に関する情報提供があり、その後、計12回の特別監査及び特別検査等を行いました。確認された不正内容及び不正請求額ですが、不正内容の一つ目は、給付費の不正請求です。令和4年9月から11月までに、合計2万2,249件で3,399万7,530円の不正請求が確認されました。二つ目は、虚偽の報告等です。過去の定期実地指導及び監査において、虚偽の業務日誌、タイムカード及び勤務表等を提示、提出するとともに、虚偽の説明を行っていました。こうしたことから今回、児童福祉法に基づく指定の取消を行ったものです。3月10日に処分を決定、公表し、処分効力の発効は4月30日としています。

右側、今後の対応についてです。まず、利用者及び従業者への対応ですが、利用者166人が継続してサービスの利用ができるよう、受入先について関係市町と協力して調整を行っており、表に記載しているとおり、3月10日現在129人の受入先調整が終了し、残る37人が調整中です。なお、調整中の37人についても今後、当該取消事業所の跡地に開設される見込みの事業所や、各地域の既存事業所で受入が可能となる見込みです。また、従業者の方についてはこうした利用者の受入調整を進める中で、新規開設や規模拡大する事業所等へ円滑に就職できるよう、大分県社会福祉協議会に設置している福祉人材センターと協力して調整を行っています。

最後に、再発防止策についてです。全事業者に対し、法律等の遵守及び体制整備の徹底に関する通知を発出したほか、実地指導時の人員基準確認の強化、あるいは抜き打ちもしくは直前の通告による現地確認等の実施を進めます。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

三浦委員 虚偽の不正請求があり、金額的にも件数的にもかなり大きいと感じています。

今、37人の利用者は受入先調整中ということですが、指定の取消が4月30日だとその日まではこの事業所があって、それ以降に既存及び該当取消事業所の跡地で調整中の方のスムーズな受入れができるのか。もっと言うと、調整の方向性に受入見込と書かれているということは、5月1日に指定障害通所支援事業所の許可が下りて、受入先調整中の方がその辺でスムーズに受け入れられるということなのか。

あわせて、かなりの従業員が働いていますが、そういった方の今の現状と、新たな事業所に入っていけるのかを教えてください。

その辺、市町とも調整されていると思いますが、現状の分かる範囲で結構なのでお願いします。

立脇障害福祉課長 利用者及び従業員についてお答えします。

まず、利用者についてです。委員御指摘のとおり指定取消日が4月末で、その後で大丈夫なのかという疑問をお持ちかと思います。まだ、具体的にははっきり分からない部分もありますが、現在、段階的に事務所を閉じており、準備ができたところから新たな事業所の意向を聞き、利用者の受入れを行うことを想定しています。

そして、資料にある129人については一応4月1日をめどとして調整しています。そして今回、処分日から実際の処分の効力発効日まで1か月半ほどありますが、これは順調に行かなかった場合でも、利用者の処遇に問題が生じぬよう、ある程度余裕を持って期間を定めているので、現実的にはもう少し早い段階での移行を考えています。

次に、従業員についてです。従業員個人のプライバシーの問題もあり、かぼすの丘の事業所役員もしくはそれを調整する市町でも全てを把握できていない部分もあります。ただ、我々が把握している情報では、その後、引継ぎを希望している事業所に採用が決まっている方とか、既存の事業所に受入れが決まっている方、中には今回と違う事業形態の分野の仕事を探してい

る方もいると聞いているので、そのあたりもまた調整しながら順調に利用者の受入れができるようにしたいと思っています。

今回、経営サイドが主体となって不正を働いていますが、多くの従業員は全く関与していません。福祉人材としては非常に貴重な人材なので、このような方がこれまでのスキルを十分いかせる仕事に就けるよう支援していきたいと思っています。

三浦委員 この事業所は私の地元も入っていて、以前から様々な方に話を聞いていました。例えば、卒園して入学することが、時期的に当然考えられるので、本当に利用できなくて困る方が出ないように、丁寧かつしっかりと事業者に指導していただきながら、市町と連携して切れ目、抜け目のないようにぜひお願いします。

玉田委員 9月から11月の3か月で3,399万7千円ですが、それより前に遡るのもあるのでしょうか。

そしてもう一つ、再発防止策で3点ありますが、この件について、事業所はこれなんだろうが、やっぱり障害者施設の報酬の問題とか基準の配置の問題とか、そこで人手不足が生じているとか、そういう制度の課題があると思います。それが起因となっていればですが、そういう場合に、制度そのものの改善策について話し合う機会は今後あるのでしょうか。その2点をお願いします。

土師保護・監査指導室長 遡れるのかという点について回答します。

県では、9月から11月までの3か月分を確認しました。今回の事業所は、不正件数が非常に多かったため、まずは処分の決定に必要な部分を早急に固めるため、3か月間を抽出して確認作業をしました。

それ以前については、5年間分の給付費を支給した各市町が確認し、確定後に事業者へ請求する流れになります。

立脇障害福祉課長 今後の制度見直しについてお答えします。この障害者通所事業については、まだ歴史の浅い事業で、実は平成29年にも事業の見直しが一度行われています。これは全国

的な問題として、事業者によって支援にばらつきがあることが当時課題となっていて、国で見直し、従業者の要件等を多少厳しくした経緯があります。

また、来年度に私どもも障がい福祉計画の見直しも予定しています。そういった中でも制度の課題は検証していくことになると思います。

また、あわせて国でも基本的に給付費制度の見直しを3年ごとに行っており、その中でサービス給付費の額や基準を随時見直しているのです。そういった推移を見守っていきたいと考えています。

後藤副委員長 今、玉田委員が言われように3か月で3千万円ちょっとですが、これは経営者だけでできるものなのかと思って。

例えば、事業所の経営者と何人かがそうやっているとか、失礼な話ですが障がいの者の児童を餌に金を取っているのじゃないとか、こういったのが多いのではないかと思います。これが垂れ込みから分かったとか、分かる範囲で教えてください。

土師保護・監査指導室長 役員だけでできるかという部分にお答えします。

今回の事案の事業所では、システム化が進んでおり、報告書などは全て本部で集約する形になっています。各事業所からの報告を本部が取りまとめる際に改ざんが行われており、我々が確認したところ、事業所では適正な報告がされていました。

本部が集中して承認して、請求に関しても介護報酬に関する登録を本部が行っていました。事業所においては来所児童数を管理し、それを本部に報告していたとのことでした。

後藤副委員長 本部で取りまとめた人が不正に数を増やしていたわけで、この件は刑事告発をしないのですか。そうしないと、なかなか減らないと思いますが。

土師保護・監査指導室長 刑事告発については、昨年からは捜査機関を含めて協議をしているところで、今後の事業者の対応なども見極めながら、告発ないし市町からの告訴を検討したいと考えています。

後藤副委員長 やはり、ほぼ詐欺みたいなものですよね。こうもしないと減らないと思います。こういう交付金詐欺が横行してとても気になるので、ぜひ刑事告発をした方がいいと思いますが、せっかくなので部長どう思いますか、交付金詐欺について。

山田保健福祉部長 今、後藤副委員長がおっしゃったように、これは書類の改ざんを伴うもので、故意にやっているのであれば非常に大きな問題だと思います。

この後、給付費の返還や利用者への対応とか、それに対する協力の姿勢とか、いろいろなことを見ながら地元の市町とも協議し、その辺を話し合う運びになると思っています。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

猿渡委員外議員 障がいを持つ子どもたちは、施設や人的な環境が変わると非常に大変で、保護者を含めて不安があると思います。

さっきの話を聞くと、今まで通っていたところで知っているスタッフをとという方向で、極力努力いただいているという理解でいいでしょうか。子どもたちの状況がそれぞれ違うので、なるべく施設のスタッフも、そこを把握して慣れた方に対応いただくことが大事かと思いますが、どうでしょうか。

立脇障害福祉課長 議員のおっしゃるとおり、慣れた環境でサービスの提供が継続されることが一番理想です。

しかしながら、そのまま同じスタッフでというわけにはいかない部分もあるので、そこは同じ場所に通える子どももいるかもしれないし、違う場所でも同じスタッフの支援を受けられる子どももいるかもしれません。そこは、なるべく子どもとのマッチングも考えながら、各市町で現在調整しています。中にはやはり、新しい環境になる子どももいると思うので、そこは極力サービス低下、環境の変化が少ないよう努力していきたいと考えています。

二ノ宮委員長 ほかに御質疑等もないので、次

に②の報告をお願いします。

藤内理事兼審議監 お手元の資料に沿って、新型コロナウイルス感染症の現状について説明します。新型コロナウイルス感染症の現状についてという画面が出たでしょうか。

まず、世界の発生状況ですが、現在、世界的に新型コロナが発生した2020年6月ぐらいのレベルまで下がっています。非常に落ち着いた状態で、次の大きな流行になりそうな新たな変異株も、今のところ検出されていません。

それから、国内の発生状況は約3,332万人、そのうち県内が30万人を超えている状況で、全国、県内とも人口の26%で4分の1強が感染している状況です。

県内の感染状況は、次の2ページを御覧ください。

日々の新規感染者数をカレンダーに落とし込んだものです。下の方を見ていただいて、本日3月14日公表が102人と、残念ながら赤字となり、前の週の同じ曜日を上回ることであります。このカレンダーを見てお気づきのとおり、ここへ来て赤と青がほぼ交互に出る状況になっています。1月18日以降、連日青が続いていましたが、ここへ来て下がる速度が鈍ってきている状況です。

次のページを御覧ください。

上が全国の新規感染者の推移、中ほどのグラフが県内の新規感染者の推移です。いずれも右端を見ていただくと、下がり方が緩やかになっている。全国、県内とも下げ止まっている状況が見えるかと思えます。

ちなみに、見ていただいているグラフの一番右側が第8波で、その左側が第7波で、第7波と8波を比較すると、全国的には第7波の高さの方が非常に大きくなっています。大分県のグラフを見ると、第7波と第8波でピークがほぼ同じで、県内に限っていえば、ほぼ同じ流行の規模になっています。それから、一番下の病床使用率を御覧いただくと、直近が11.1%で、第8波では75.8%まで病床使用率が上がりましたが、今、病床使用率も大変落ち着いた状況です。

次のページをお願いします。

これは、人口10万人当たりの新規感染者数を多い順に並べたものです。全国と大分県の下がり具合はほぼ同じ状況で、こここのところ大分県は全国で大体20位前後で維持している状況です。全国的に順調に下がっていますが、それが下げ止まっている状況です。

次のページを御覧ください。県内の感染状況を少し簡単に説明します。

まず、上の折れ線グラフが年代別の感染者数の推移です。各年代ともずっと減ってきて、どの年代がどれなのか分からなくなっています。その下のクラスター発生状況を御覧いただくと、この5週間はピンクで示した高齢者施設、赤で示した医療機関のクラスターもぐっと減ってきました。先週は、それぞれ1件です。こうした高齢者施設や医療機関でクラスターが発生すると、どうしても入院患者が増えますが、クラスターが落ち着いてきたことで、県内の病床使用率も順調に下がっている状況です。

次のページをお願いします。

次は、インフルエンザの流行状況についてです。今回は3シーズンぶりにインフルエンザが流行して、正にインフルエンザとコロナの同時流行という形になりました。このシーズンのインフルエンザの流行状況を、太いピンクの折れ線で示しています。6週目で定点当たりの患者数が20人を超えて、今シーズンのピークを記録し、それから一旦下がったんですが、また上がって下がってという状況です。

その下のグラフを御覧ください。これは、学校欠席者情報によるインフルエンザとコロナの感染状況で、小学校から高校までの児童生徒がコロナやインフルエンザでどれくらい欠席しているかという数字です。オレンジ色のコロナがずっと減っていますが、ちょっと下げ止まっています。インフルエンザは減ってきましたが、ここへ来てまた少し盛り返しているのも、今シーズンのインフルエンザは、まだ流行収束というわけにはいかず、もうしばらくインフルエンザに対する警戒が必要かと思えます。

さきほどマスクを外す話になりましたが、マ

スクを外すときは、くしゃみとか咳をするときに、鼻や口を手で覆うのではなくて、ハンカチとか、できれば肘で鼻と口の周りを覆って飛沫が周りに飛ばないように、咳エチケットを励行していただくことが重要かと思えます。

では、次のページをお願いします。ワクチンの説明をします。

真ん中左側にオミクロン株対応ワクチンの数字を掲載しているので、これを説明します。これまで、オミクロン株対応ワクチンは、昨年10月から接種を始め51万人の県民がオミクロン株対応ワクチンを接種しています。接種対象者全体の接種率は57.9%ですが、高齢者に限れば72.9%が接種しており、接種を希望する方の接種が済んだ状況です。こうしたことから、県接種センターの接種も3月で一旦休止と考えています。

では、最後のページをお願いします。

3月10日に、5月8日以降の5類見直し後の方針が国から示されました。この表は、国が示した方針を整理したものです。心配されていた医療費も、5月8日から全て自己負担ではなく、コロナの飲み薬とか中和抗体、点滴の治療もいずれも高額なので、それについては引き続き公費で負担します。入院に関しても今までは公費でしたが、高額療養費の自己負担限度額から2万円を引く形で、9月末まで負担軽減を図ることとなっています。

相談窓口としては、コロナが疑われる人がどこに受診したらいいとか、陽性と判定された方が自宅療養中に体調が悪くなったときにどうしたらいいかといった相談は、今後も継続となっています。

ワクチン接種については5月8日以降、高齢者等は春から夏の9月までの接種、9月以降の秋から冬にかけては全員を対象に、もう一度ワクチン接種が予定されており、来年度いっぱいまで公費負担で接種が行われます。

外来医療機関については、現在560か所の医療機関で外来診療をしていますが、これを段階的に拡大します。季節性インフルエンザは750か所の医療機関で診療しているので、あと

200弱の医療機関に診ていただくようになれば、最終的にはインフルエンザとほぼ同じ体制が整います。それから、入院医療については、現在57か所の医療機関で感染者を受け入れています。これも入院を引き受けている全ての病院で段階的に受入れの拡大を図っていきます。このあたりは医療機関、病院協会、医師会等と協議しながら、4月中に移行計画を策定することとしています。

病床確保料——いわゆる空床確保料については単価や休止病棟の範囲が見直されますが、9月末まで継続になっています。これは、医療機関が病床を確保する体制を維持することが急に手薄になって診れなくなる状況を防ぐ仕組みになっています。

入院調整について、軽症や中等症の方は通常の病気と同じように病院間で調整していただき、重症者のみ行政が調整するとの方針を国が示しています。ここをどうするかも、県内で重症者を診ていただいている医療機関と今後協議を進めたいと考えています。

宿泊療養施設と臨時医療施設については、基本廃止となります。ただし、高齢者や妊婦の療養目的で受け入れることは、自治体の判断で可能となっています。それが、県内において5月8日以降も必要か、そこも産婦人科の先生とも協議をしたいと考えています。

それから、高齢者施設で感染者が発生した場合に、抗原検査キットを配布して一斉に検査する集中検査は今後も継続します。ただ、これもいつまでとは示されていない状況です。

それから、さきほど変異株はまだ検出されていないと説明しましたが、これからは新たな変異株の早期検出が非常に重要になってくるので、変異株を確認するゲノム解析を、今後とも継続する予定です。

そして、2類から5類になることで、濃厚接触者も含めて入院勧告や就業制限がなくなり、無料検査場でのPCR検査や抗原検査も5月7日をもって終了の予定です。また、これまで感染者数は各医療機関から報告いただいていたが、現在、県内58か所の医療機関にインフ

ルエンザの定点報告を毎週いただいております、その医療機関からの定点報告に変わります。国の対策本部は5月7日をもって終了となります。

以上、5月8日以降の5類見直しに向けての国の方針を説明しました。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別がないので、これをもって福祉保健部関係を終わりますが、ここで私からお礼を申し上げます。

〔二ノ宮委員長挨拶〕

〔山田福祉保健部長挨拶〕

二ノ宮委員長 ありがとうございます。

それでは、これをもって福祉保健部の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後、協議を行うのでこのままお待ちください。

〔委員外議員、福祉保健部退室〕

二ノ宮委員長 それでは、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。

今定例会は、今月17日をもって閉会となりますが、現委員は議員の任期である4月29日まで委員として在任することになります。

したがって、お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、所定の手続

を取ることにします。

以上で予定されている案件は終了しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別がないので、最後に私から一言御礼を申し上げます。

〔二ノ宮委員長挨拶〕

二ノ宮委員長 これで、委員会を終わります。お疲れ様でした。